

パブリックコメント用

第 3 次 燕 市 地 域 福 祉 計 画

平成 30 年度～平成 34 年度
(2018) (2022)

(素 案)

平成 30 年 1 月

燕 市

【 目 次 】

地域福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 地域福祉計画策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 社会福祉法改正後の方向性について	2
4 計画の位置づけ	6
5 計画策定体制	8
6 社会福祉協議会との連携	9
第2章 燕市の現状と課題	10
1 人口構造の推移	10
2 世帯構成の推移	10
3 財政の状況	11
4 社会の変化	13
5 第2次計画の検証と課題	14
(1) 人とひとの支え合いにあふれたまちをつくろう	14
(2) 「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう	14
(3) 市民の誰もが健康で、安心・安全に暮らせるまちをつくろう	15
第3章 計画の理念と目標	16
Ⅰ 基本理念	16
Ⅱ 基本目標	16
1 人と人の支え合いにあふれたまちをつくろう	17
2 「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう	17
3 市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくろう	18
Ⅲ 計画の体系	19
第4章 施策の推進	21
1-(1) 人と地域をつなぐ交流の場づくり	21
①ふれあいの場・機会づくり	21
②高齢者や障がいのある人の生きがい・生活支援	22
1-(2) やさしい心・助け合う心の醸成	23
①福祉意識の啓発・福祉教育の推進	23
1-(3) 地域支え合い活動の推進	24
①支え合い・助け合いの活発化	24
②自主活動・ボランティア活動の促進	27

1-(4)	市民の健康づくりの推進	30
①	地域ぐるみの健康づくりの推進	30
2-(1)	ニーズの把握・相談支援体制の充実	33
①	ニーズ把握の体制づくり	33
②	各種相談窓口・相談支援体制の充実	34
③	生活困窮者への自立支援	35
2-(2)	福祉サービスの向上	37
①	福祉サービスの充実	37
②	社会福祉協議会との連携強化	38
③	情報提供の充実	39
2-(3)	権利擁護の推進	42
①	虐待の防止	42
②	成年後見制度等の普及・促進	43
3-(1)	ユニバーサルデザインのまちづくり	44
①	人にやさしい生活環境の整備	44
3-(2)	地域ぐるみの安全・安心体制の確保	45
①	災害時の避難行動要支援者等の安全確保	45
②	地域の防災・防犯活動の推進	46
第5章 計画の推進体制		49
1	計画の推進	49
(1)	庁内他部門との連携	49
(2)	市民、地域団体・サービス提供事業者等との連携	49
(3)	社会福祉協議会との連携強化	49
(4)	地域支え合い体制の促進	50
(5)	進行管理	50
2	燕市地域福祉計画の施策指標	51

※本計画内の平成31年以降の元号表記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、
元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものといたします。

地域福祉活動計画 [略]

資料編 [略]

第1章 計画の概要

1 地域福祉計画策定の背景

燕市（以下「本市」という。）では、「生きがいとやさしさを実感できるまち」を基本理念として掲げ、「共に生きる社会づくり」をめざし「第2次燕市地域福祉計画」を平成24年度に策定し、平成25年度から平成29年度の5年計画で、地域住民、社会福祉協議会、事業者などと連携、協働し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

ますます進む少子高齢化、核家族化、生活スタイルの多様化、虐待やDVなど、さらに、近年では生活困難が複合化している人や世帯の増加、また、晩婚化・晩産化などを背景とする親の介護と子育てを同時に担うダブルケアの問題、子どもの貧困など、地域ではさまざまな生活課題が生じてきています。

このような中で、前計画を継承しながら、引き続き生活課題を解決するべく、「自助・互助・共助・公助」による地域福祉の更なる充実を図るとともに、高齢者、障がいのある人、子育て中の人、子ども、生活が困窮している人など、一人一人が地域でさまざまな関わりを持ち、「地域」が共に支え合い、助け合いながら、誰もが暮らしやすいまちの実現をめざしていくために、第3次燕市地域福祉計画を策定いたします。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や関連計画の改訂等により本計画の見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行う場合もあります。

	平成 24 年 度 (2012)	平成 25 年 度 (2013)	～	平成 29 年 度 (2017)	平成 30 年 度 (2018)	平成 31 年 度 (2019)	平成 32 年 度 (2020)	平成 33 年 度 (2021)	平成 34 年 度 (2022)
燕市地域福祉計画	第 1 次 計画	前計画（第 2 次計画）			本計画の計画期間（5 年間）				
燕 市 総 合 計 画			第 2 次燕市総合計画 【平成 28 年度(2016)から平成 34 年度(2022)までの 7 年間】						

3 社会福祉法改正後の方向性について

今回、「地域包括ケアシステムのための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年5月26日可決、成立し、6月2日公布されました。この改正法により、社会福祉法が一部改正され、国では地域共生社会の実現に向け、「我が事」・「丸ごと」地域共生社会づくりの基本コンセプトに基づく地域福祉の理念の見直しや市町村や都道府県が取り組むべき事項等が盛り込まれました。燕市でも地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

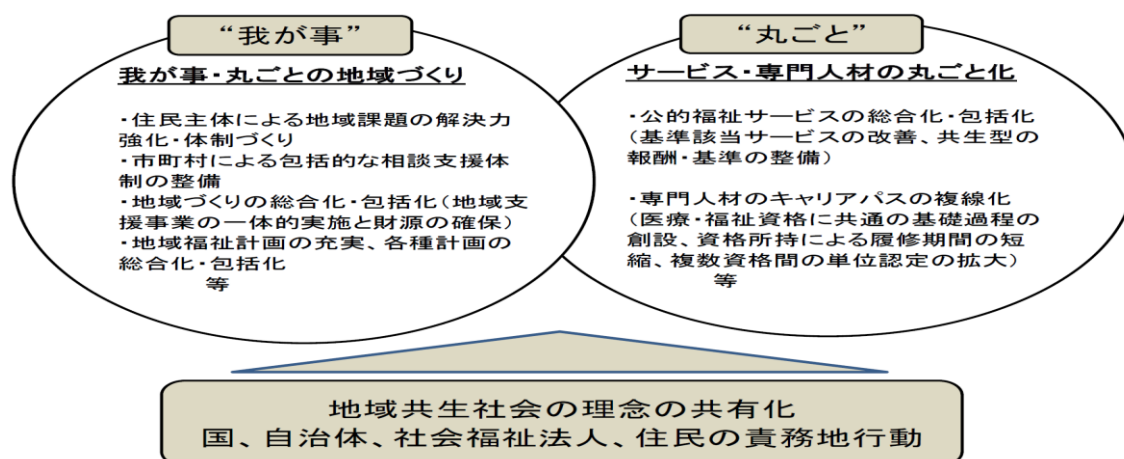
改正社会福祉法では、地域福祉の対象や考え方の進展などが反映されています。

新しく追加された第106条の3の条文の第1項第1号・第2号は、「住民に身近な圏域」での「我が事」・「丸ごと」に該当するもので、第1項第1号では他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能について、第1項第2号では「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場について該当します。なお、第1項第3号では市町村における包括的な相談支援体制について該当します。

我が事 地域づくりに向けて互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成する

丸ごと 介護、子育て、障がい、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等のくらしとしごとを「丸ごと」支える

「地域共生社会」実現の全体像イメージ



資料：厚生労働省

○ 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進

のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

(1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

(2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

(3) 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第177条第1項第3号に掲げる事業

(5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 計画の位置づけ

本計画は、「燕市総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画であり、理念や基本目標、施策の展開を示しており、社会福祉法の第107条に基づきすべての市民を対象として、本市が今後地域福祉を推進していくための理念や基本目標施策の方向性等を総合的に定めるものです。

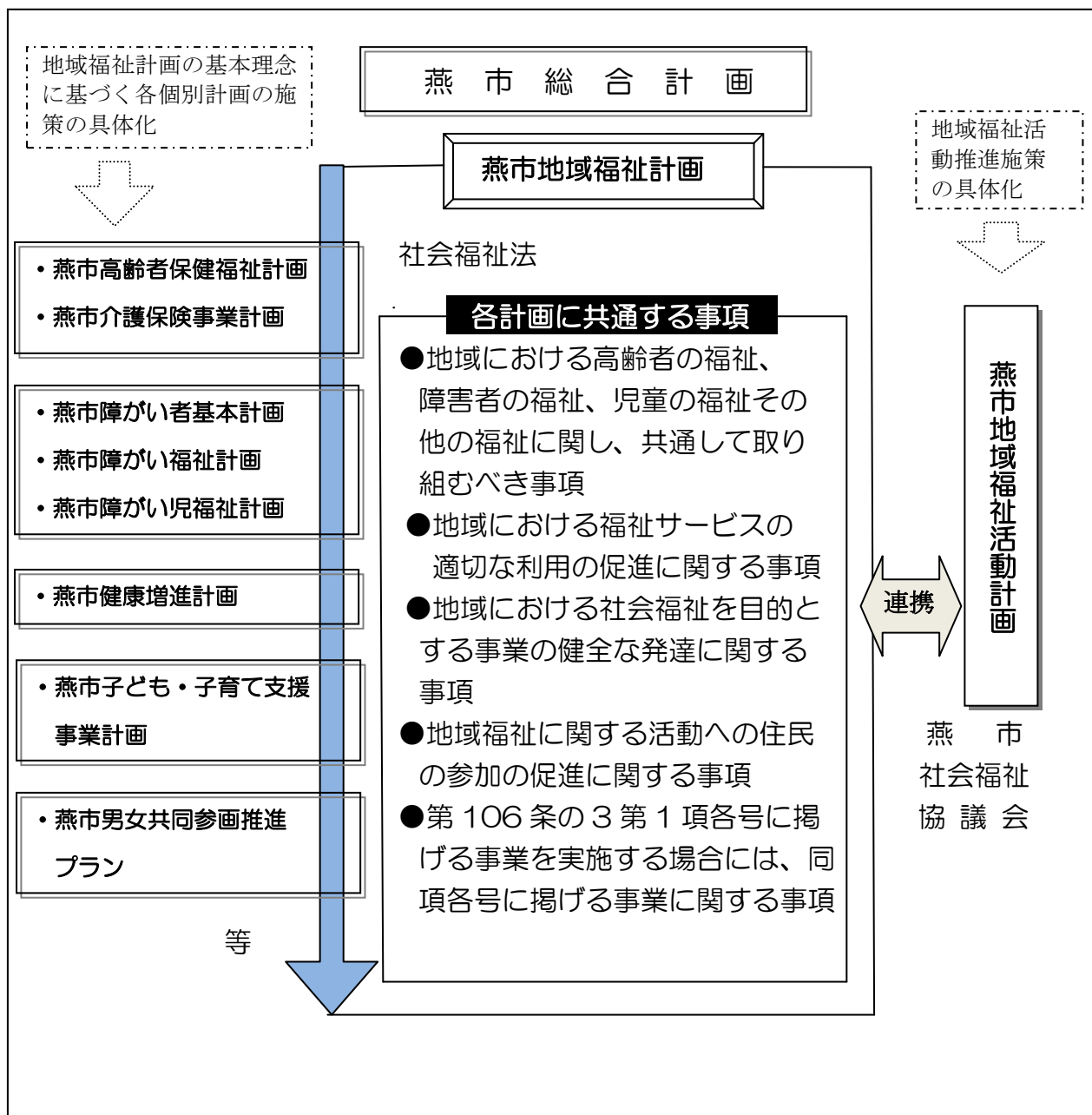
○ 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村域福祉計画を変更するものとする。

▶▶▶ 地域福祉計画の位置づけ ◀◀◀

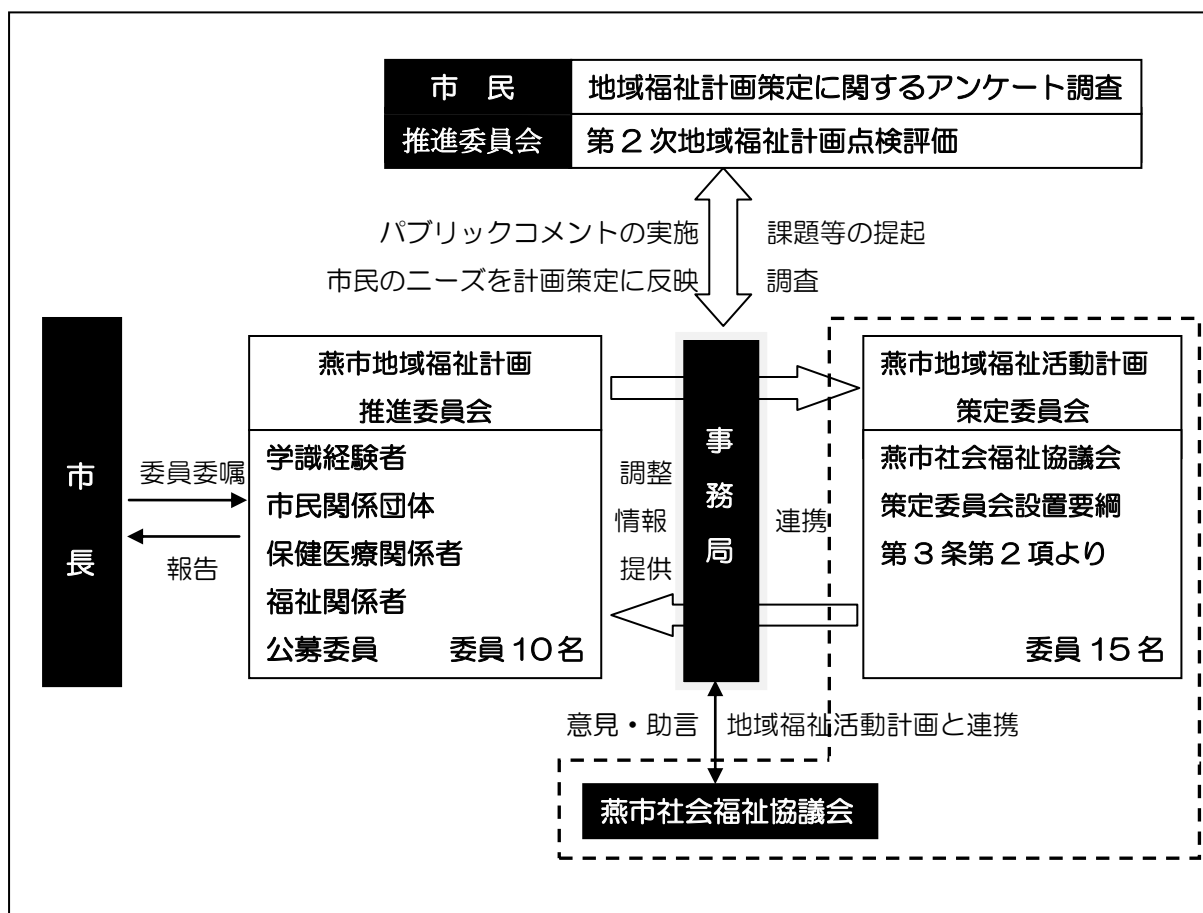


5 計画策定体制

本計画の策定にあたって、地域福祉を推進するための個別事業の主なものは、燕市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が中心となり策定する「燕市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）により展開されることから、本計画は、活動計画と同時に策定することとします。そして、本計画では理念、施策体系の主なものをうたい、それを活動計画でより具体的に個別活動を展開していくこととしました。

なお、本計画は、これまでの地域福祉計画推進委員会による進捗状況の点検、評価や市民のアンケート調査、パブリックコメントの実施などにより、市民の意見をふまえて策定しました。

▶▶▶ 計画の策定体制図 ◀◀◀



6 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として、ボランティア活動や福祉教育の推進をはじめ、住民参加による福祉ネットワークの整備を積極的に展開しています。また、これらの地域福祉活動を体系的に推進するための指針として「地域福祉活動計画」を策定します。このため、本市は社会福祉協議会の協力を得ながら、目標や施策を共有するなど、両計画の整合性を十分に図っています。

第2章 燕市の現状と課題

1 人口構造の推移

平成 27 年の国勢調査によると、総人口が 79,784 人で平成 22 年の 81,876 人と比較すると 2,092 人（2.6%）の減少となっています。65 歳以上の高齢者人口は平成 27 年が 22,686 人で、平成 22 年の 20,427 人と比較すると 2,259 人増加し、総人口に占める割合は 28.4% となり、総人口の約 3 割近くを 65 歳以上が占める状況となり、高齢化がさらに進んできています。

【人口の推移】

単位：人、%

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	84,297	83,269	81,876	79,784
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
15 歳未満	13,014	11,879	10,835	9,885
	(15.4%)	(14.3%)	(13.2%)	(12.4%)
15～64 歳	55,561	52,828	50,388	47,021
	(65.9%)	(63.4%)	(61.6%)	(58.9%)
65 歳以上	15,722	18,562	20,653	22,878
	(18.7%)	(22.3%)	(25.2%)	(28.7%)

※年齢不詳は 65 歳以上に含む。

資料：国勢調査

2 世帯構成の推移

一世帯あたりの平均世帯人員が年々減少している一方で、単独世帯、核家族世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯等は増加しています。

【人口及び世帯数の推移】

単位：人、世帯

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	84,297	83,269	81,876	79,784
男	41,233	40,555	39,913	38,770
女	43,064	42,714	41,963	41,014
総世帯数	24,845	25,820	26,653	27,537
世帯人員(人/世帯)	3.39	3.22	3.07	2.90

資料：国勢調査

【高齢者単独世帯等の総世帯数】

単位：世帯

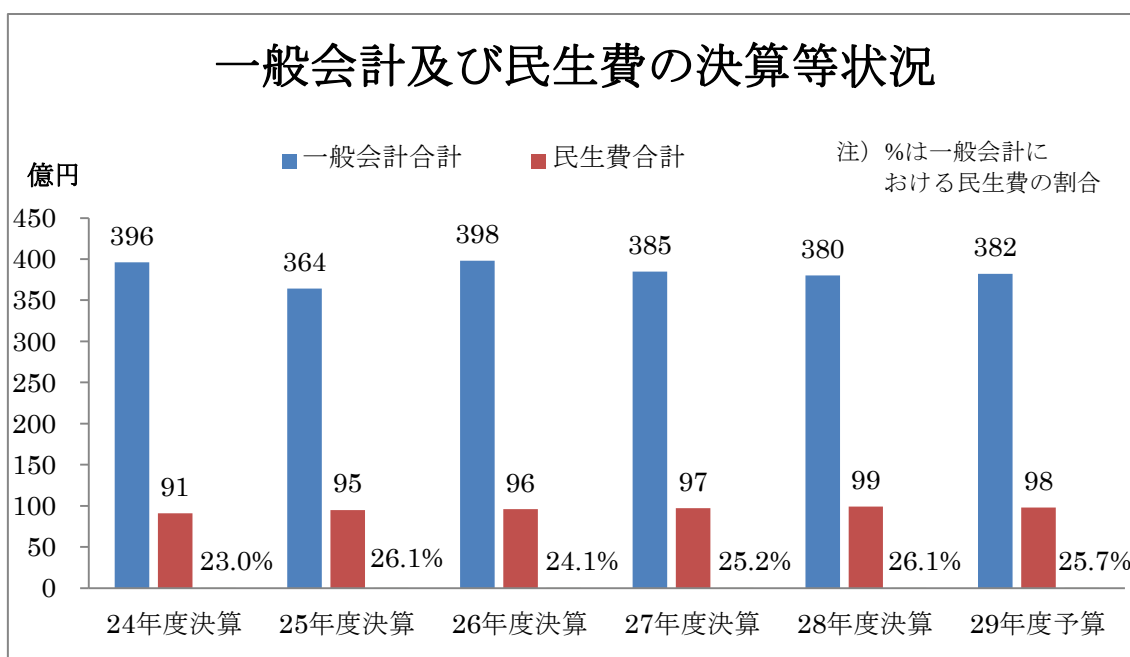
区 分 (総世帯数)	平成 12 年 (24,845)	平成 17 年 (25,820)	平成 22 年 (26,653)	平成 27 年 (27,537)	総世帯数に 対する割合
単独世帯	3,792	4,393	5,079	5,955	21.6%
核家族世帯	13,280	13,948	14,713	15,550	56.5%
65歳以上親族の いる世帯	10,562	12,139	13,233	14,454	52.5%
高齢者夫婦世帯	1,477	2,027	2,471	2,909	10.6%
高齢者単独世帯	952	1,347	1,684	2,314	8.4%
父子・母子世帯	269	396	444	453	1.6%

資料：国勢調査

※国勢調査の総世帯数における一般世帯のうち、地域福祉計画に関係する世帯の項目をそれぞれ抽出し、再掲しています。

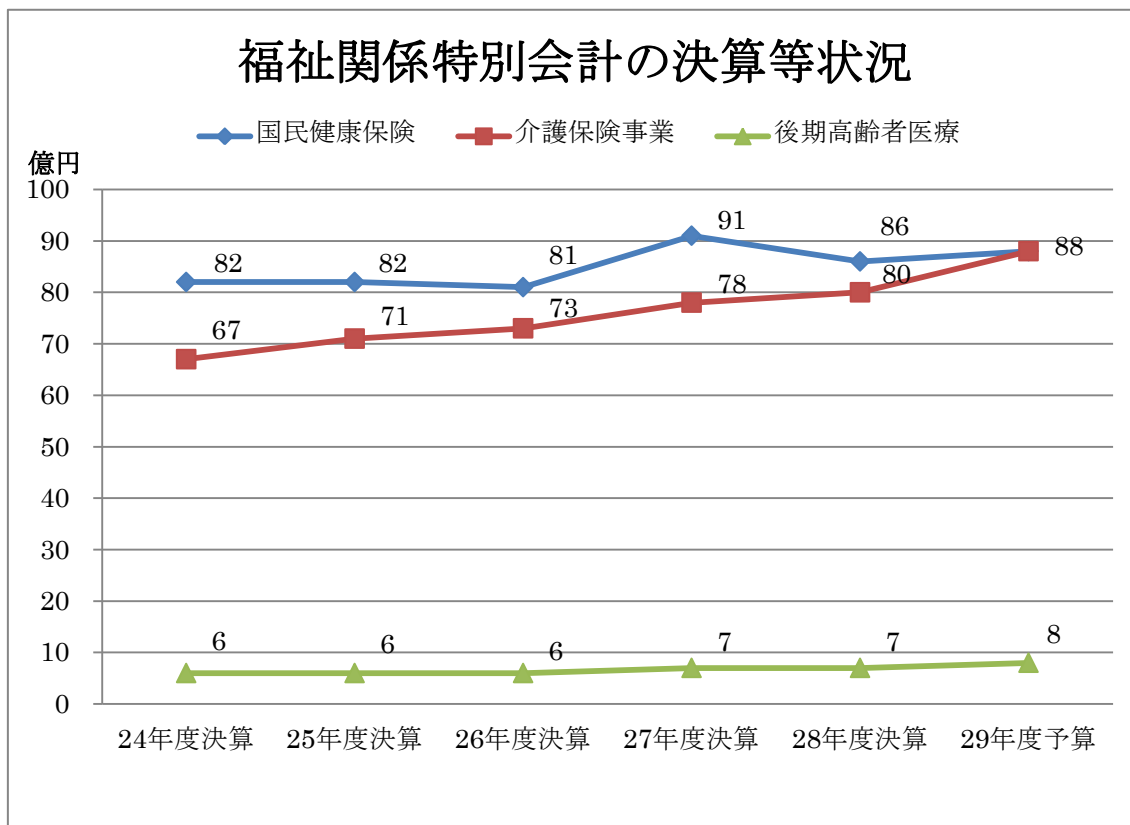
3 財政の状況

本市の一般会計決算による民生費（高齢者や障がいのある人、児童など福祉のための経費）の割合は、平成 27 年度は 25.2%、平成 28 年度は 26.1%で、平成 29 年度当初予算では 25.7%となっております。



また、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計などの特別会計を含めた福祉関連予算の占める割合は、平成29年度当初予算では、本市全会計（水道事業会計を除く）の49.8%となっています。国民健康保険、介護保険事業、後期高齢者医療特別会計の特別会計決算額は年々増加しており、介護保険事業特別会計は、平成28年度の決算額が、平成24年度の決算額の約1.15倍となっています。

年々増加している民生費の多くの部分は、社会保障制度の一環として対象者に対して支給される扶助費等の経費であり、引き下げることは容易ではありません。しかし、将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、福祉サービスにおいても、受益者負担の考え方を基本に検討することや、真に必要な人に、必要なサービスが提供できるよう、適正な給付のしくみについて、引き続き検討していくことが必要とされてきています。



4 社会の変化

- 国が抱える少子高齢・人口減少という課題は、燕市でも少子高齢化の進行、平均寿命の伸び、人口減等により、平成 27 年で総人口が 79,784 人のうち 65 歳以上の人が 22,686 人で、総人口に対する割合は 28.4%で約 3 割を占める状況になっています。15 歳未満の人口は平成 27 年で 9,885 人となり総人口に対する割合は 12.4%で減少傾向にあります。（資料：国勢調査）高齢者が増加する中、支える人は減少し続け、これから大きな負担となっていくと考えられます。
- 少子高齢化・人口減少だけでなく、晩婚化、未婚化など社会的変化が大きく、単独世帯、核家族世帯、高齢者夫婦世帯、特に高齢者単独世帯が大きく増加し、また、父子・母子世帯の増加、さまざまな問題による深刻な生活のしづらさにより、これまであたりまえにできた家族や親せき、隣近所での支え合い・助け合いの相互扶助機能が弱まり、外部の支援や手助けを必要とする世帯が増えています。
- 国内需要は、人口減少等の影響で市場規模の縮小が懸念され、経済は先行きに不透明感が増しつつあります。非正規雇用や若年層雇用などの問題が続き、生活困窮者や賃金生活面で不安定な状況の人々が多くなっています。このような状況下では、人々の生活は今以上に厳しく不安を抱えることになります。
- めまぐるしい社会環境の変化により、児童虐待、高齢者虐待、DV、育児不安、子どもの貧困、空き家対策など、地域ではさまざまな生活課題がますます増加しています。公的な福祉サービスにつなげていく相談支援機能など、個々のニーズにそったきめ細やかな支援が求められています。
- 平成 27 年度からは生活保護に至る前の自立支援策を強化することを目的に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者それぞれの状態に応じた、きめ細やかな支援が求められています。

- 平成28年度からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。

5 第2次計画の検証と課題

（1）人とひとの支え合いにあふれたまちをつくろう

- 少子高齢化の進展や家族・地域のつながりの希薄化を背景に、高齢者等の孤立や虐待などさまざまな地域課題が生じ、地域力【互助】の衰退が深刻化しています。そこで第2次計画では、地域支え合い体制モデル事業を引き続き実施するとともに実践地区の拡大に努めてまいりました。その結果、モデル地区では、おたすけ相談所を起点とした支え合い活動や地区推進委員会の機能化、地域への周知などの取り組みを進めるとともに、新たな準備会の開催や推進委員会の設置、相談所の開設など実践地区の選定や活動の定着化の促進につながっています。

また、市民の居場所づくり、高齢者の介護予防を促進させるため、地域において市民により自主運営される「ふれあいサロン」等の地域の交流の場づくりのいっそうの充実が求められます。さらには、支え合いや助け合いのある地域づくりに向けた社会教育活動、ボランティア活動や高齢者・障がい者との交流活動などを通じて、福祉意識の啓発や福祉教育を培っていく必要があります。

（2）「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう

- 本市では、高齢者、障がいのある人、児童、健康増進など福祉関連分野別の個別計画に基づき、さまざまな福祉サービスを提供しています。

燕市に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、障がいのある人の課題の解決に向けた取り組みを推進しています。今後は相談窓口機関との連携を強化しながら、燕市のサービス向上を図る必要があります。

情報取得や把握等が困難な人を支える相談支援を行うため、地域包括支援センター、相談支援事業所などの相談窓口機関との相互理解と情報共有を図り、

連携を強化することにより、引き続き問題解決のための体制づくりの充実を進める必要があります。また、地域住民のさまざまな生活上の問題を解決するため、利用者が福祉サービスを十分理解し多くのサービスの中から自分に最も適した福祉サービスを選択、利用できるように情報提供の充実、工夫を進めていくことが引き続き求められています。

地域の関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人が地域において自分らしい生活ができるよう、成年後見制度の推進を図る必要があります。

（３）市民の誰もが健康で、安心・安全に暮らせるまちをつくろう

- 高齢者や障がいのある人等すべての市民が外出しやすい環境を整備するとともに、公共施設のユニバーサルデザイン化が求められています。公共施設の統廃合、新築・改修を進めて行く中で、引き続きユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

また、緊急、災害時において救助・救護活動が迅速に行えるよう、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者名簿の作成と、定期的な更新を進めてきました。避難行動要支援者名簿の更新調査及び作成時から民生委員・児童委員と自治会長が協力して、よりスムーズに支援体制が行えるように進めています。

地域の自主防災組織の結成率は上がってきていますが、活動状況に組織間のばらつきがあり、自主防災組織の組織化の推進及び活動の強化を図っていく必要があります。

市民参画型健康増進プロジェクト「元気磨きたい」や各種団体の活動支援、保健センターを中心とした各種教室、健康教育、健康相談の開催、健康づくりマイストーリー運動の実施など、自分らしい健康づくりの推進に取り組んできました。今後も病気予防と元気増進の視点で健康づくりの支援を行っていく必要があります。また、「レインボー健康体操」などをはじめ、介護予防運動の普及・拡充を図り、介護予防対策を推進していく必要があります。健康増進事業を継続し、介護予防事業では機能訓練や認知症予防を目的とした教室を引き続き実施していきながら、健康増進事業や介護予防事業を「地域のふれあい・交流の場」として充実を図る必要があります。

さらに引き続き、こころの健康づくりの充実や、地域の見守り役としてゲートキーパーの人材育成や相談体制の強化を図り、関係部署や関係機関と連携し、こころの健康づくりを含む自殺対策に関する取り組みを行なっていきます。

第3章 計画の理念と目標

I 基本理念

- 少子高齢化、核家族化の急速な進展、個人の価値観や生活習慣の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、かつての地域社会で共有していた支え合い・助け合いの相互扶助機能が弱まってきています。こうした中、市民一人一人が地域で様々な関わりを持ち、元気で暮らしやすい、共に支え合い、助け合いながら、誰もがやさしさを実感できる地域共生社会を実現することが求められています。
- 本計画では、本市の最上位計画である「第2次燕市総合計画」で定める本市の将来像を基本とし、「日本一輝いているまち」の実現に向け、「生きがいとやさしさを実感できるまち」を、第2次燕市地域福祉計画から継続し、基本理念として掲げます。

基本理念

生きがいとやさしさを実感できるまち

～地域共生社会の実現に向けて～

II 基本目標

基本理念の実現を目指し、地域住民と自治会、社会福祉協議会、事業者等と行政が地域の中で相互に協力・連携して地域福祉を推進していくため、住民アンケートを実施した中で、本市のこれからの地域福祉の方向性として基本目標を設定します。

基本目標

- 1 人と人の支え合いにあふれたまちをつくろう
- 2 「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう
- 3 市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくろう

1. 人と人との支え合いにあふれたまちをつくろう

- 福祉のまちづくりにおいては、すべての人が一人の人間として尊ばれ、他者との関わりを持ちながら相互に「支え合う」「助け合う」ことが大切です。
そのためには、地域住民、自治会、社会福祉協議会、地域団体、サービス事業者、そして行政がそれぞれの立場で地域課題について考え、把握・理解したうえで協力し合って行動していくことが必要です。

施策の方向性

- (1) 人と地域をつなぐ交流の場づくり
- (2) やさしい心・助け合う心の醸成
- (3) 地域支え合い活動の推進
- (4) 市民の健康づくりの推進

2. 「分かりやすい」「利用しやすい」サービスの「しくみ」をつくろう

- 少子高齢化が進み、地域のつながりやコミュニティ意識の希薄化が懸念される中、誰もが安心して必要な福祉サービスを受けられる環境づくりが必要

です。

そのためには、社会ニーズの変化に伴う「求められている福祉サービス」を的確に把握し、分かりやすくいつでも利用できる情報提供や相談のしくみづくりを充実するなど、安心してサービスを選択し、利用できる福祉サービスの向上が必要です。

施策の方向性

- (1) ニーズの把握・相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの向上
- (3) 権利擁護の推進

3. 市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちをつくろう

- これから地域福祉の充実を図っていくためには、「安全に暮らせる」、「安心して暮らせる」まちづくりなどといった幅広い視点で推進していくことが欠かせません。

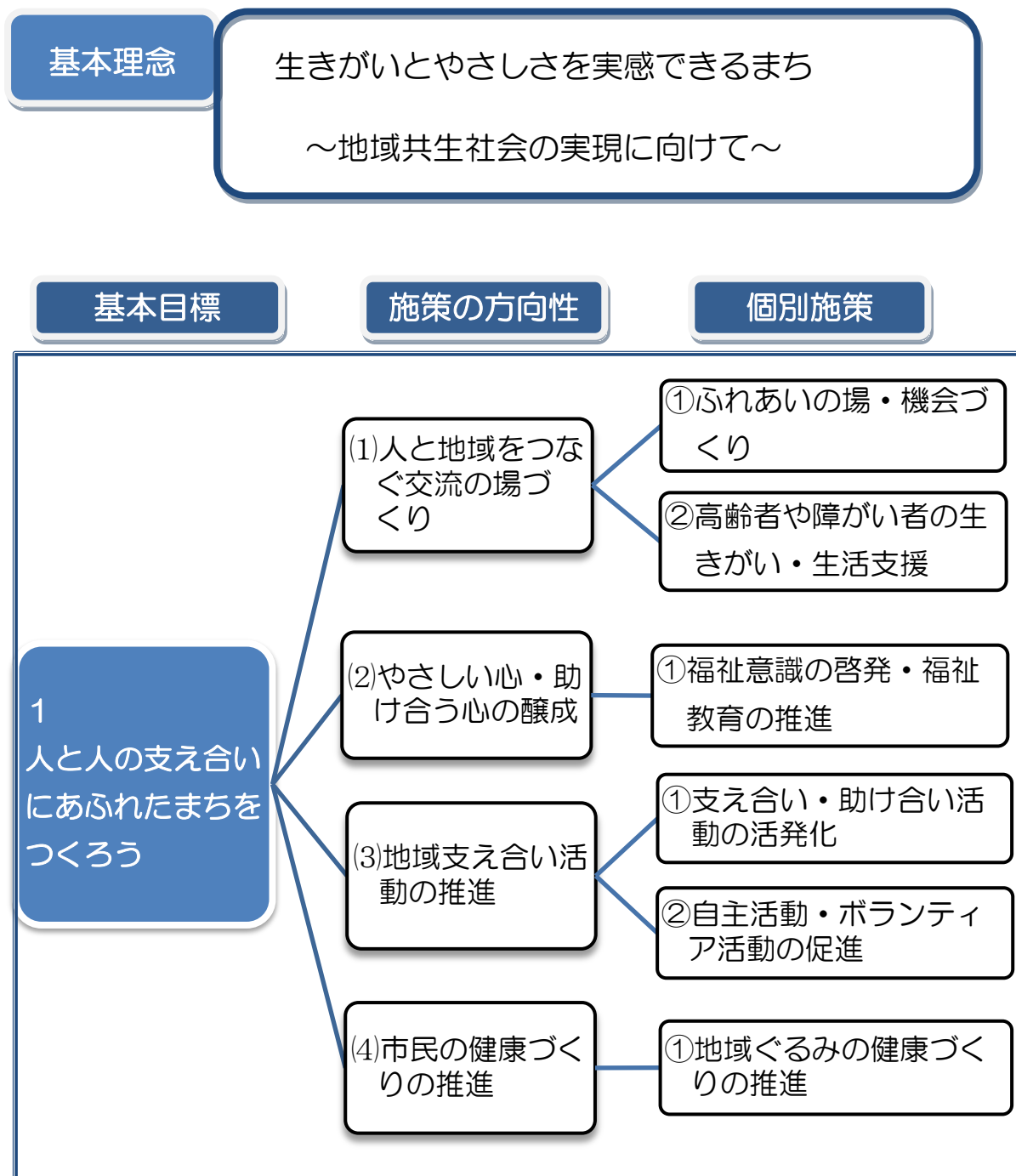
すべての人が、地域の中で安全・安心に暮らせる、助け合って暮らせる、心のつながりのある住み良いまちづくりを目指していく必要があります。

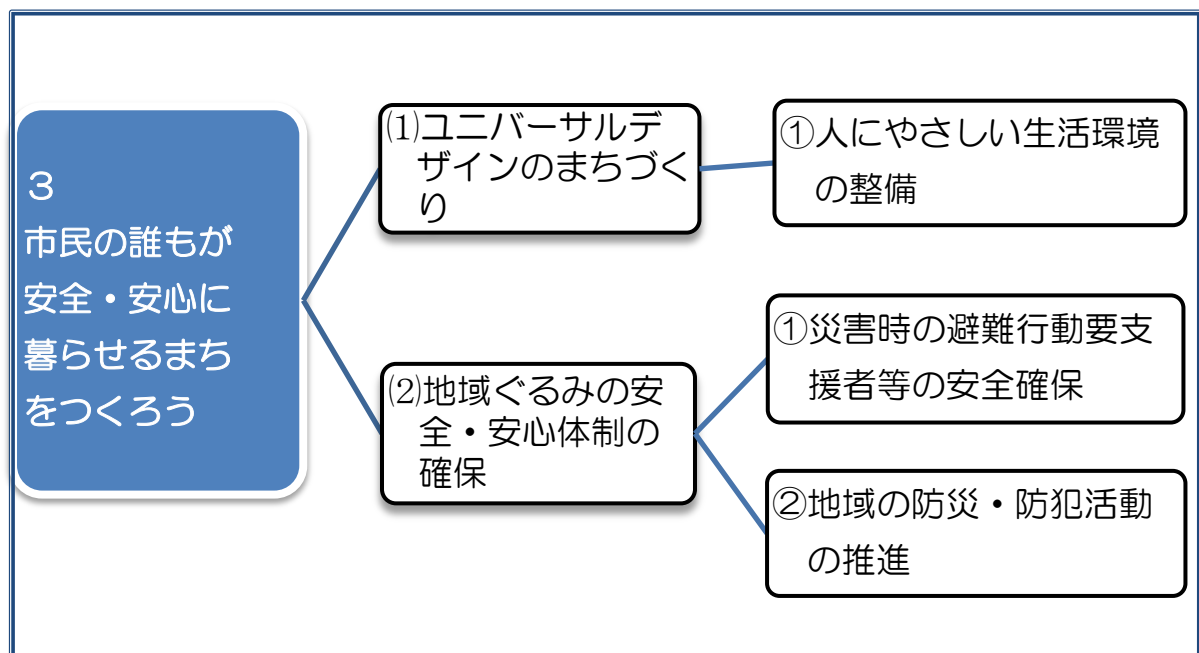
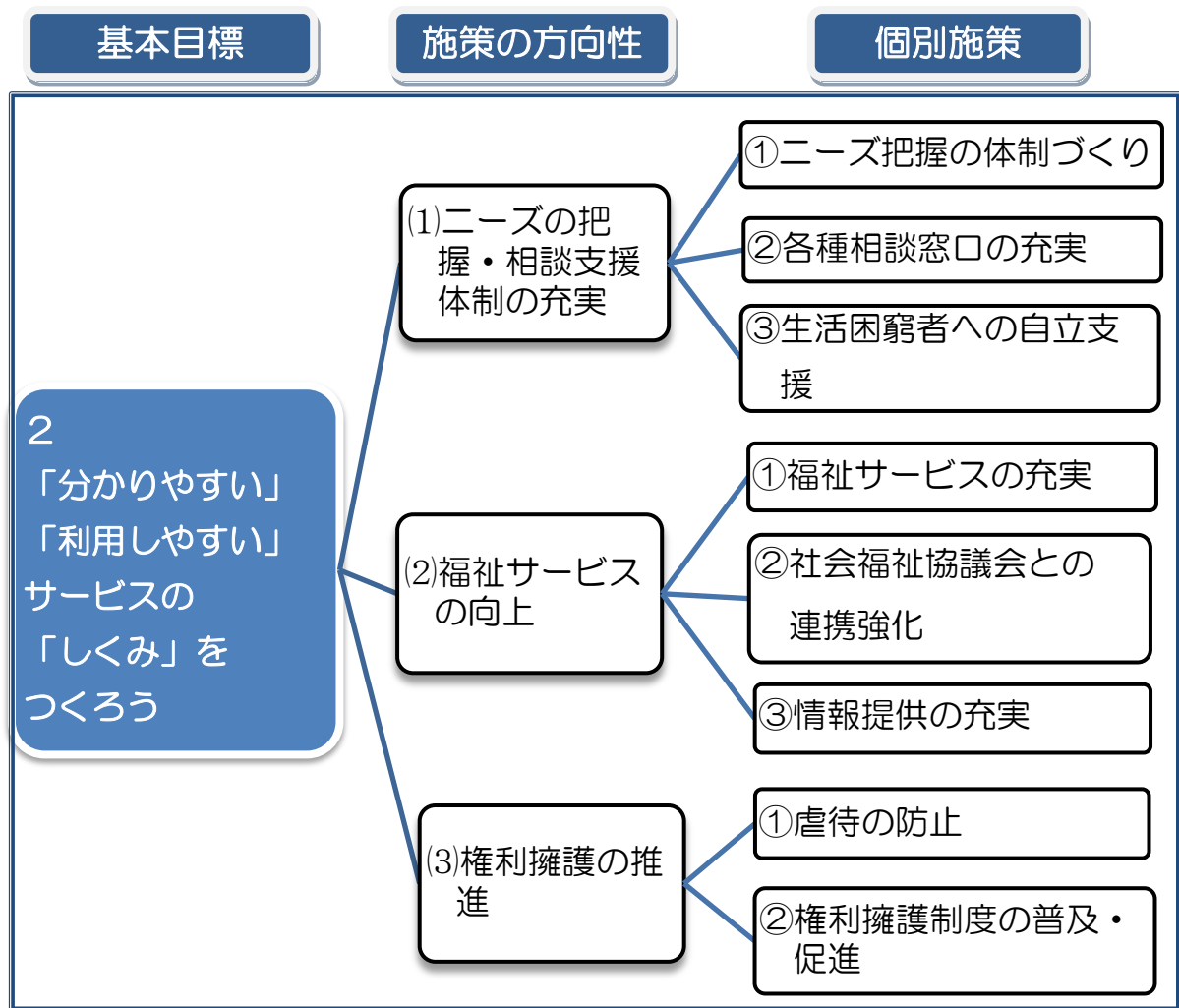
施策の方向性

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

Ⅲ 計画の体系

基本理念の実現に向け、基本目標や施策の方向性を設定し、さらに計画の実行性を高めるために、施策の方向性にそくした個別施策についても設定することで、本市の地域福祉施策の具現化を図っていきます。





第4章 施策の推進

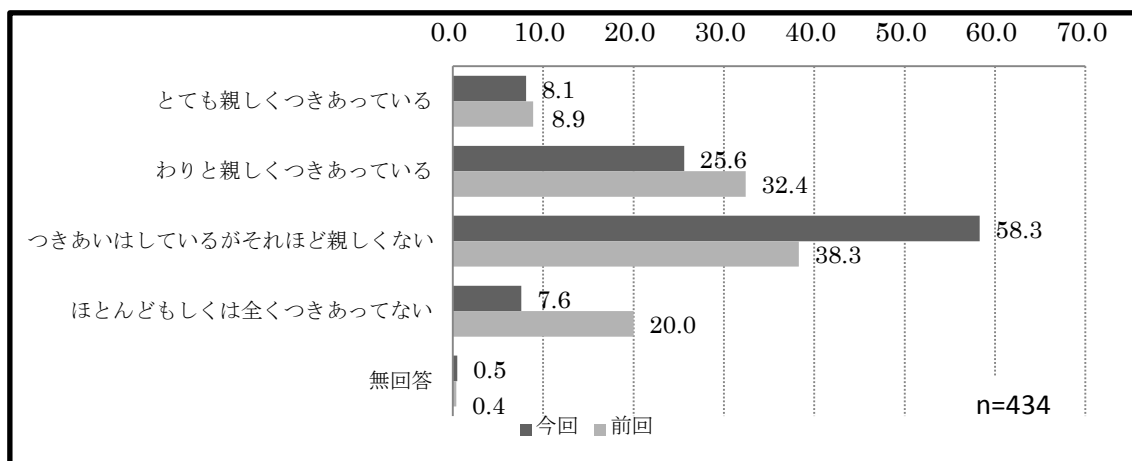
1－（１） 人と地域をつなぐ交流の場づくり

① ふれあいの場・機会づくり

【現状と課題】

少子高齢化・核家族化等が進み、地域のつながりの希薄化もあって、高齢者夫婦世帯や高齢者単独世帯が増え、地域の中で生活をするうえで不安を抱えている方々が増えています。「地域で気軽に集える交流の場」の必要性は、今までの啓発により徐々に認識されつつあると思われますが、引き続き市民一人一人が地域でさまざまな関わりを持ち、住民自身が最も身近な地域福祉の担い手として、気軽に参加できる交流の場づくりを促進する必要があります。

○アンケート結果 【どの程度近所付き合いをしていますか】



⇒「つきあいはしているがそれほど親しくない」と回答した人が前回より 20 ポイント上がって、58.3%と高く、約 6 割を占めています。一方、「ほとんどもしくは全くつきあってない」と回答した人の割合は、前回の 20.0%から 7.6%と 12.4 ポイント下がり、近所とのかかわりがあることが見てとれます。全体的に近所づきあいが希薄になっている傾向にあります。

○アンケートによる意見

- ・地域サロン（週 1～2 回互いに話、趣味などをできる場所）があるといいと思います。
- ・近隣の交流を深めることが住みよい街づくりを進めていく第一歩だと思います。
- ・公民館などが近くにあるところは高齢者が「お茶の間」を作ることができ、そこで話したり、楽しめると思うが、足腰が弱くなるともっと近くの空室を利用した「お茶の間」があると便利で、そんなシステムができて、ボランティア運営ができればいいと思います。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

地域住民の交流を活性化し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の皆さんが参加しやすく、「支え合い」「助け合い」活動のできる環境づくりを進めます。

◆市民のあらゆる分野での交流の場づくりや地域行事活性化に対し、支援・情報提供を行っていきます。中でも地域における「ふれあいサロン」等の交流の場づくり事業の充実を図ります。

- ・自治会への情報提供の充実や、地域が主体となった住民自治を推進します。
- ・公共施設の活用に関して、地域の交流の場としての活用も含め、効果的な活用方法について、検討します。

② 高齢者や障がいのある人の生きがい・生活支援

【現状と課題】

超高齢化社会を迎え、高齢者を社会的弱者として捉えるのではなく、豊かな経験と知識を活かし、地域社会の中でその能力を発揮できるしくみづくりが必要です。

高齢者や障がいのある人等を含めたすべての世代が持てる力を出し合い、共に支え合う地域社会の形成が求められています。

○アンケートによる意見

- ・高齢者でも時間のある人、特技を持っている人のボランティア参加のできるものを提供してほしい。
- ・高齢になっても健康で意欲のある人が地域社会で働くことのできる環境が欲しい。
- ・中高年でも家でできる仕事が増えればいいと思う。障がい者雇用を増やすためにもっと企業にアプローチするべきだと思います。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

これから高齢者となっていく団塊の世代へは、アクティブ・シニアの学習活動、社会参加や、地域貢献等の生きがい活動や就労などについて支援します。また、障がいのある人については、個々の特性に応じ一般就労はもとより、福祉的就労も含め、就労の機会確保に向けたきめ細やかな支援体制の充実を図ります。

◆住み慣れた地域の中で介護予防、生きがい活動の場としての「ふれあいサロン」「レインボー健康体操教室」等の利用・参加を促進します。

◆労働行政機関や特別支援学校などの教育機関と連携を図り、就労支援や事業主への理解促進に努めます。

- ・高齢者の就労やさまざまな社会活動への参加を支援します。
- ・スポーツ、レクリエーション等の生涯学習機会の提供や参加促進を図ります。

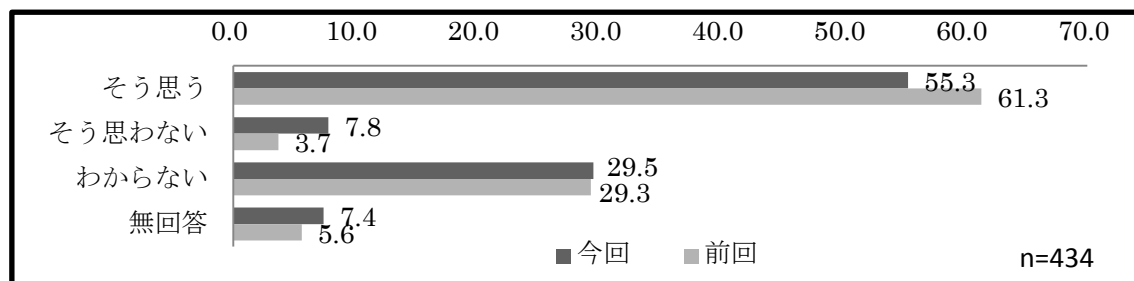
1－(2) やさしい心・助け合う心の醸成

① 福祉意識の啓発・福祉教育の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進していくためには、そこに暮らす人々が他者の存在に関心を持ち、他者の権利を侵害しないように考えて行動する必要があります。このような福祉の心や道徳については、子どもの頃から福祉に触れ、さまざまな体験や交流等を通じて培われていくことが重要です。

○アンケート結果 【住民参加による福祉活動は必要か】



⇒必要だと思う人の比率が5割以上を占めていますが、減少しています。必要でないと考える人の比率が増加しています。

「わからない」と回答した人が約3割いたことは、周知の必要があるといえます。

○アンケートによる意見

- ・心の教育・道徳が必要だと思います。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

互いに支え合う地域社会の実現に向けて、子どもの頃から高齢者・障がいのある人とのふれあい、世代間の交流、学校教育や社会教育などさまざまな機会をとらえた中で、障がいや認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育を実施し、誰もが地域の一員として支え合い、助け合うことのできる優しい心の醸成を推進します。

◆ボランティア活動や高齢者・障がいのある人との交流活動を通じ、福祉の心を育む教育活動を推進します。

- ・心のバリアフリー教育について、教育の現場や講演会の開催等を通じて市民の理解を深めることに努めます。
- ・広報、啓発事業を通じ、市民一人一人が、高齢者や障がいのある人に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・生涯学習の充実による学習機会の提供と、思いやりや助け合いのある地域づくりに向けた社会教育活動を推進します。
- ・地域の一員として、性別・年代にかかわらず思いやりにあふれた地域づくりに向けた男女共同参画を推進します。

1－(3) 地域支え合い活動の推進

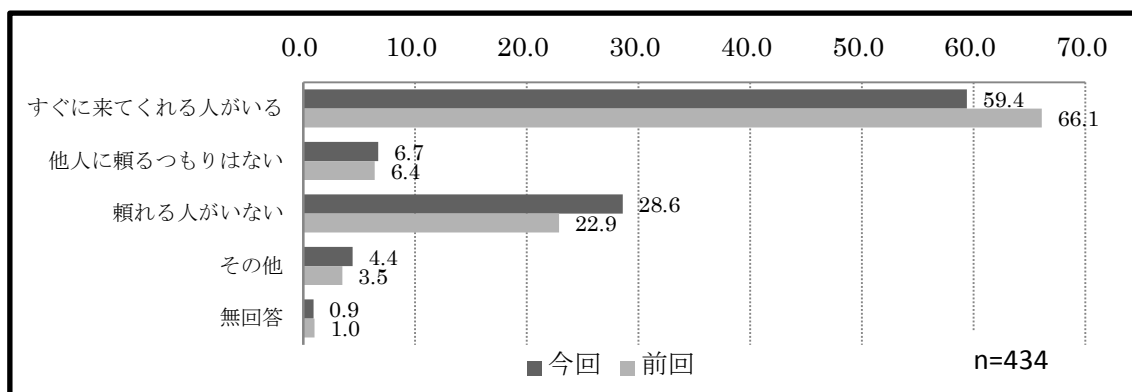
① 支え合い・助け合い活動の活発化

【現状と課題】

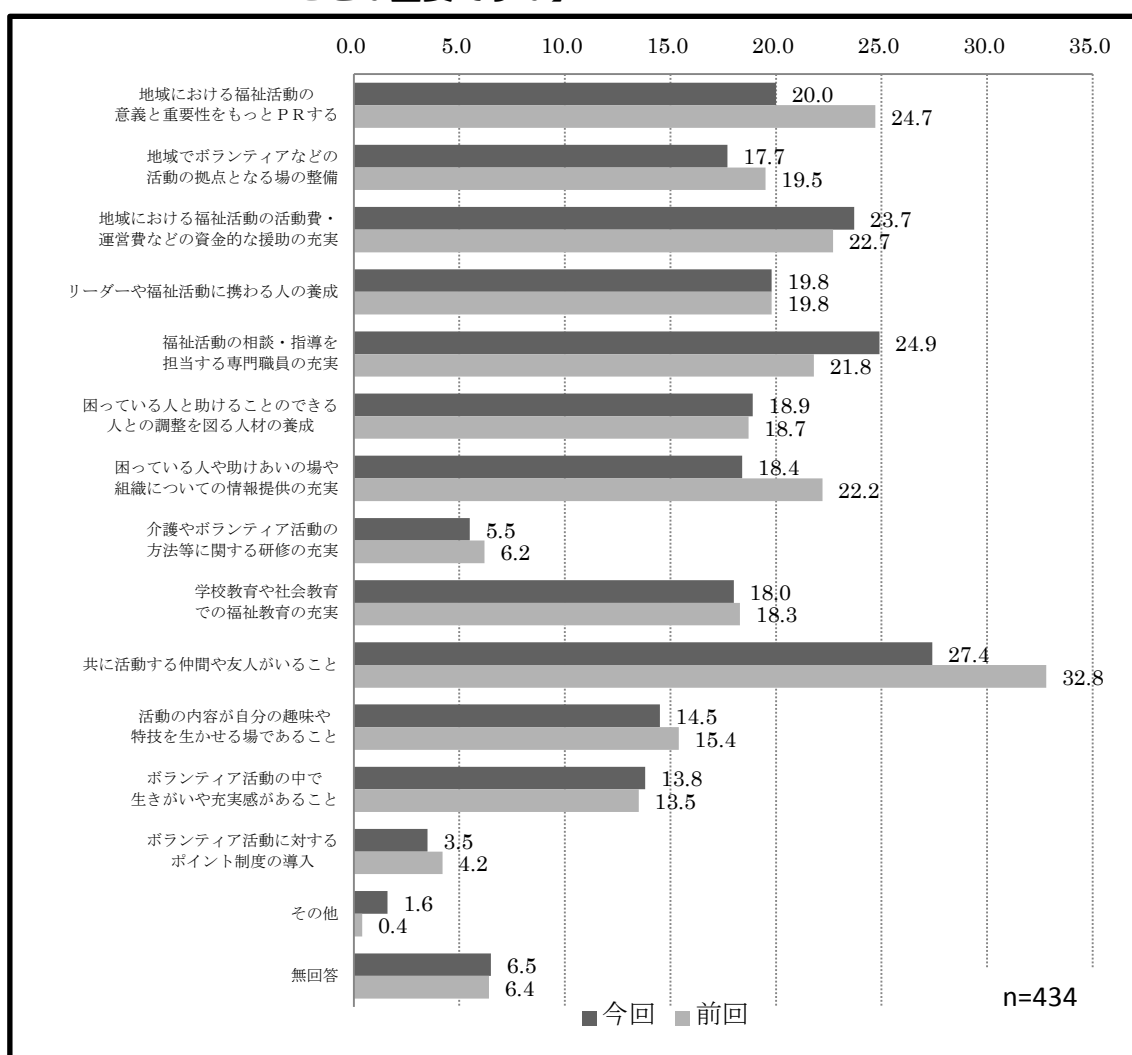
少子高齢化、核家族化の急速な進展、個人の価値観や生活習慣の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、高齢者等の孤立や虐待などさまざまな地域課題が生じ、かつての地域社会では当たり前に共有していた支え合い・助け合いの相互扶助機能が弱まってきています。こうした中、今後は支援や手助けを必要とする誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合い・助け合いによる包括的な支援体制の構築を引き続き推進していく必要があります。

第4章 施策の推進

○アンケート結果 【緊急に自分が困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか】



○アンケート結果 【地域における助け合いを活発にするために、どのようなことが重要ですか】



⇒「地域における助け合いを活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか。」との問いに対し、「共に活動する仲間や友人がいること」は 27.4%、「困っている人や助け合いの場や組織についての情報提供の充実」は 23.7%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」は 20.0%と回答した人が一定の割合見られることから、活動に対するさまざまな情報提供、PR、周知等が重要だといえます。

○アンケートによる意見

- ・老いも若きも共存してゆける街づくり、誰もが理想としているはず。困っている人、苦しんでいる人の声を聴いてほしい、それだけでも心が穏やかになると思います。

- ・少子高齢化で地域住民同士の支え合いが必要になってきているが、他人に踏み込んでもらいたくない事情がある場合もあることを理解してほしい。他人の情報を知り得た場合には、第三者に漏れたりしないようにしてほしい。

- ・私の住んでいる町内は子供たちが居なく老人世帯が多い。昔のように隣同士の声が聞こえなく、車社会なので顔も見ることがないというのが現状。近所付き合いの改善をしなければならない。何かあってからでは遅い。ボランティアの集いに行ったり、オレンジサポートリングもあるがまったく利用できていない。住みよい街づくり、自治会から笑顔であいさつ運動などを始めなければならない。

- ・近隣の交流を深めることが住みよい街づくりを進めていく第一歩だと思います。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

見守りも含めた地域の支え合い・助け合いによる包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けて、地域力【互助】を向上させ、地域生活課題の把握と共有、解決に向けた取り組みを推進していきます。

◆引き続き地域支え合い体制づくりを地域とともに構築し、地域全体で支援する支え合い活動に取り組みます。また、支え合い活動推進委員会づくりを着実に推進します。地域支え合い活動を実践する地区数を4地区から増やすべく、市内のまちづくり協議会への働きかけに努めます。

◆地域貢献をしたい人の人材発掘・人材育成や地域課題把握のための活動を積極的に支援するとともに、コミュニティソーシャルワーカー配置による地域福祉を引き続き推進していきます。

◆保健、医療、福祉、その他多岐にわたる分野の関係機関との連携体制が必要であり、地域のさまざまな活動や社会資源等との連携を推進し、さらなる連携体制づくりに努めます。

- ・地域の高齢者等の見守り対策として、引き続き公的福祉サービスの充実に加え、日常的サービスを展開する民間活力も併せて活用するなど、地域の見守りに関する連携・協力体制づくりをさらに広げるための取り組みを推進していきます。

- ・地域交流や支え合い活動の状況について広報、ホームページなどを活用しながら情報提供し、活動団体間の情報交換に対し積極的に支援します。

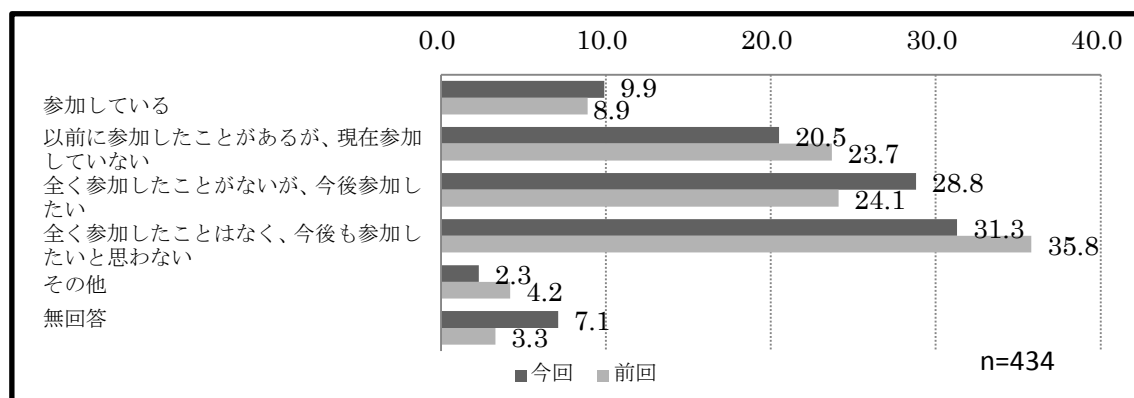
- ・民生委員・児童委員、自治会役員等地域を支える人に対し、引き続き活動支援を行います。

② 自主活動・ボランティア活動の促進

【現状と課題】

ボランティア・市民活動団体の活動拠点として燕市民交流センターを開放し、活動の活発化を支援しており、支え合いや助け合いのための地域公益活動であるボランティア活動や、福祉的活動団体の自主活動等について、地域の誰もがその必要性を認識しつつあります。ただ、共に活動する人についてや活動内容など、ボランティアに関する情報や参加を促す仕組みの不足が考えられるため、ボランティア活動紹介や講座開催など、広報やホームページ等により幅広く情報提供し、引き続きボランティア活動に参加しやすい環境づくりの充実を図る必要があります。

○アンケート結果 【あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか】



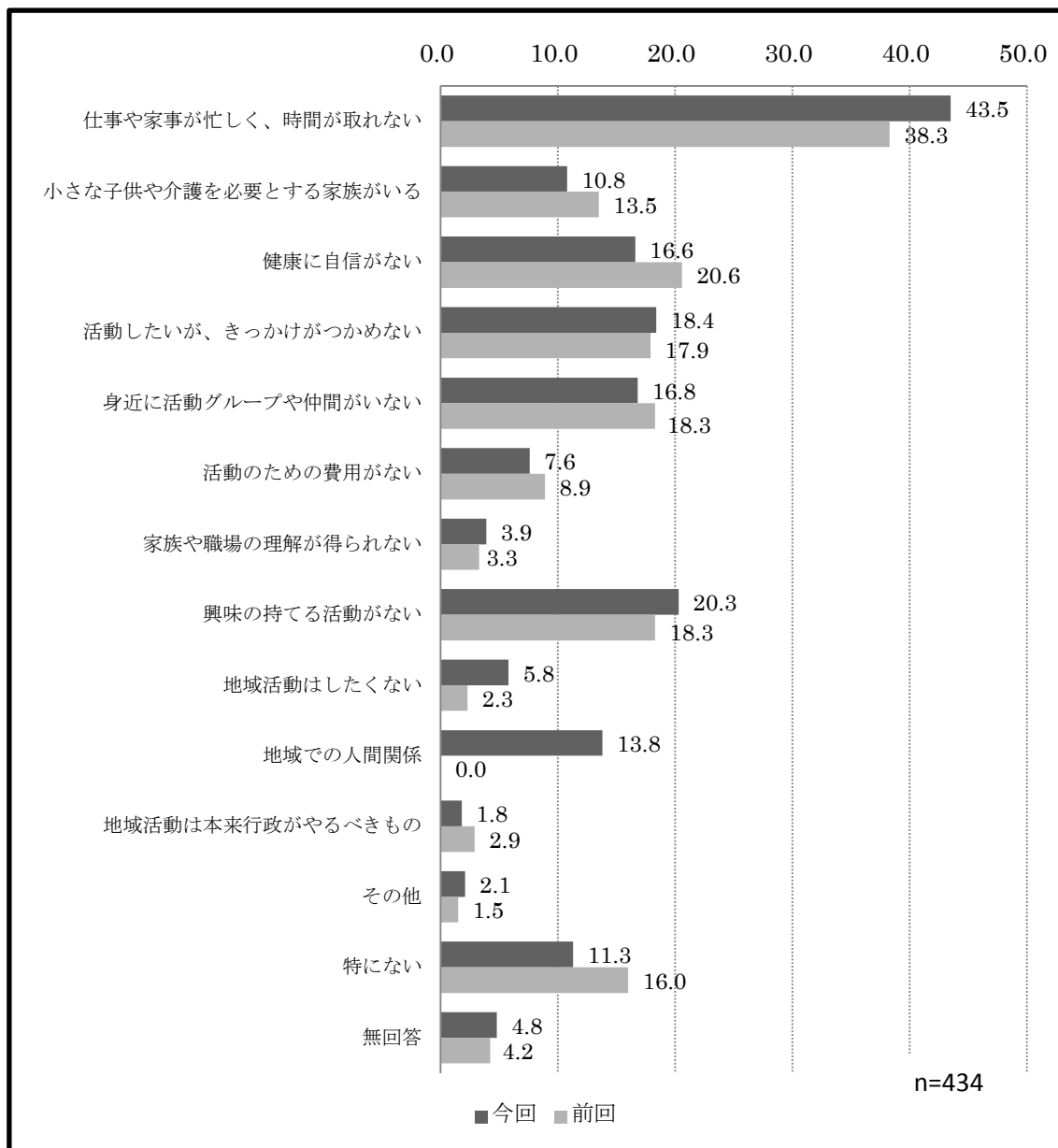
⇒ボランティア活動について、「全く参加したことはないが、今後参加したい」と回答した人が28.8%と約3割の人がおり、「今後どのような分野のボランティア活動に参加したいですか。」の問いには、「スポーツ・文化・芸術」が31.5%と最も高く、次いで「まちづくり」が26.7%、「地域の安全」が25.7%となっています。「まちづくり」「地域の安全」の分野のボランティアに参加したいと回答した人が比較的高いことは、身近な分野へのボランティアを考えているといえます。

○アンケートによる意見

- ・ボランティア育成が大切だと思います。
- ・公民館などが近くにあるところは高齢者が「お茶の間」を作ることができ、そこで話したり、楽しめると思うが、足腰が弱くなるともっと近くの空室を利用した「お茶の間」があると便利で、そんなシステムができて、ボランティア運営ができればいいと思います。(再掲)
- ・福祉ボランティアなどを体験する場を提供してほしい。専門知識を持った人と話ができる場がもっとあったらいいと思います。
- ・仕事の経験を生かしたボランティア活動があるといいと思います。
- ・高齢者でも時間のある人、特技を持っている人のボランティア参加のできるものを提供してほしい。
- ・もっと福祉ボランティアなどの広告等、目に入るものが必要だと思います。何か自分にできることはないかと考えている人はたくさんいると思います。

第4章 施策の推進

○アンケート結果 【地域での活動に参加しようとした場合に、支障となることがありますか】



⇒地域活動に参加しようとした場合に支障となることとして、「仕事や家事が忙しく、時間が取れない」と回答した人が 43.5%おり、「興味をもてる活動がない 20.3%」「活動したいが、きっかけがつかめない 18.4%」「身近に活動グループや仲間がいない 16.8%」と回答した割合がそれぞれ2割前後となっており、周知や活動内容によっては活動に参加していくことが見込まれると考えます。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

若い世代も含めた様々な世代の地域や誰かのために自分を役立てたいという思いを抱く人たちに対し、ボランティアや市民活動に参加しやすい環境づくりの充実を図るため、情報の提供や人材育成のための講座・研修会等の開催について引き続き支援します。

◆広報、ホームページ、ツイッター、SNS などによる情報提供を通じ、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

◆ボランティア活動の需要と供給をつなぐことができる仕組みづくりをさらに進めていきます。

- ・ボランティアや市民・福祉的活動を実施している団体への情報提供や活動支援を充実します。

- ・社会福祉協議会を通じ、講座研修会などによるボランティアやボランティアリーダーの発掘、人材育成や活動支援を充実させます。

- ・地域における支え合い活動を推進するしくみを構築します。

1－（４） 市民の健康づくりの推進

① 地域ぐるみの健康づくりの推進

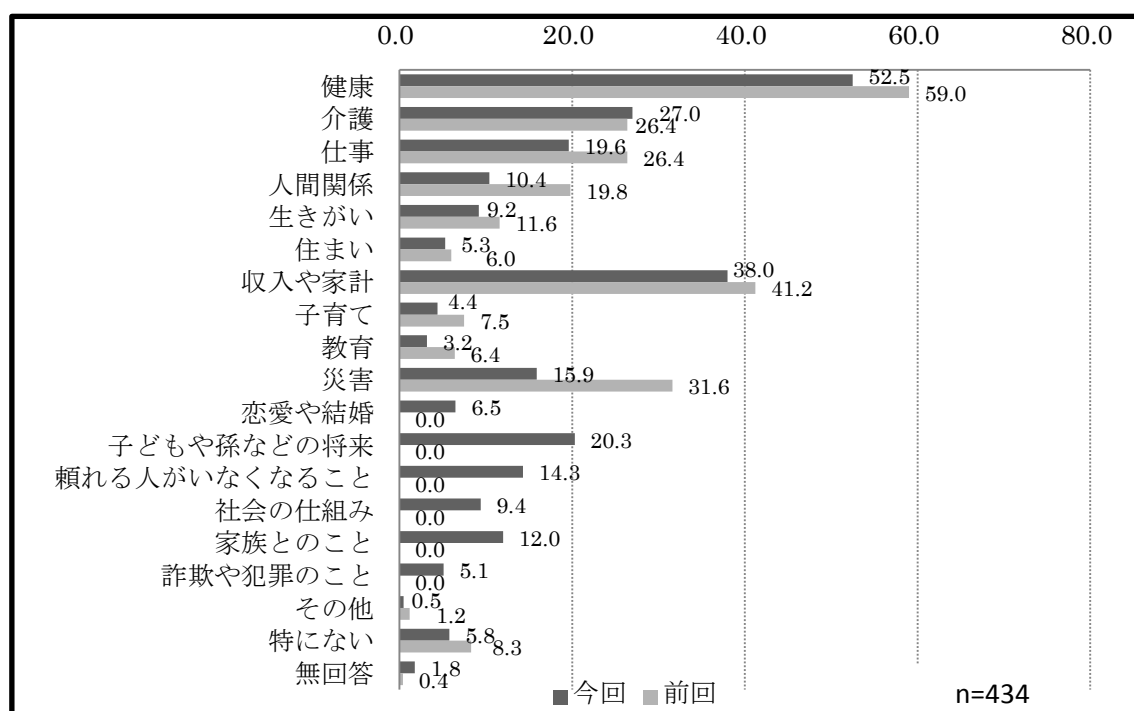
【現状と課題】

近年、急速な少子高齢化や生活習慣病の増加および核家族や働く女性の増加、労働形態の変容など市民の健康を取り巻く状況は大きく変化しています。

これらの健康課題に対して、生きがいややりがいを持ち生き生きとした「健康寿命」の延伸を図るために乳幼児から高齢者まで各世代において病気予防対策にとどまらず、元気増進対策という視点を加えた健康づくりを推進してきました。

アンケート結果においても、普段不安を感じていることに「健康」と答えている人が50%以上と高い比率を占めています。一人一人が自分らしい健康づくりを実践していくために、個人で行う健康づくりだけでなく、仲間と一緒に実践する健康づくり、「ふれあいサロン」や「お茶の間」など、地域ぐるみで取り組む健康づくりの活動を行うことで効果や継続が期待できます。地域で活動することは、人とのつながりを深め、やりがいや充実感を感じ、健康的で豊かな生活につながります。健康づくり活動が市内各地で広がり、健康づくりに取り組む市民の増加を目指し、地域の関係機関や団体との連携を図り、協働を推進します。

○アンケート結果 【あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか】

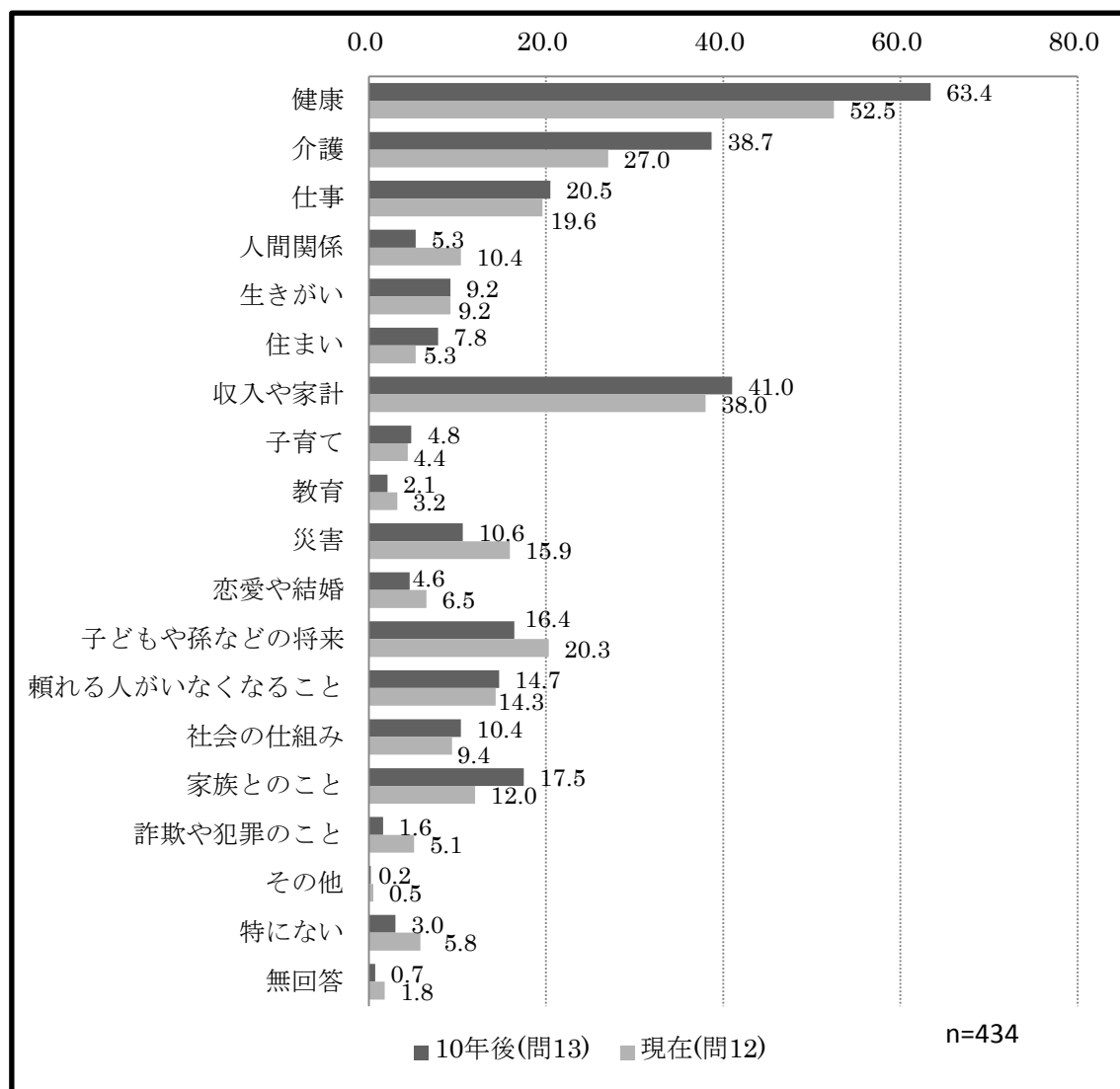


第4章 施策の推進

⇒悩みや不安は、「健康」が52.5%と最も高く、次いで「収入や家計」が38.0%、「介護」が27.0%となっています。

「健康」については前回よりも減少はしているが、5割以上と高い比率を示しています。

○アンケート結果 【あなたは10年後を考えたとき、どのような悩みや不安を感じますか】



⇒10年後を考えたときの悩みや不安は、「健康」が63.4%と最も高く、次いで「収入や家計」が41.0%、「介護」が38.7%となっています。現在と同様に「健康」、「収入や家計」、「介護」ですが、その割合が現在よりもそれぞれ増加しています。

○アンケートによる意見

・健康なまちづくりを進めていくにはすべての人が健康であることが理想だと思います。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

市民一人一人が健康意識を高め、ライフステージに応じた自分らしい健康の維持・増進のため、生活習慣の改善、健康づくりの実践を行える環境整備を推進します。

◆健康づくりマイストーリー運動を推進します。

◆各種教室・健康相談・健康教育の充実を図り、一人一人に合った健康づくり支援を行います。

・健康診査・各種がん検診等の充実を図り、生活習慣病予防・重症化予防のための取り組みを強化します。

・ライフステージにあった食育を推進します。

・生涯を通じた歯や口腔の主体的な健康づくりを推進します。

◆こころの健康づくりに関する普及啓発やこころの不調者への相談体制の強化を図ります。

◆市民参画型による健康増進プロジェクト「元気磨きたい」や各種団体等との市民協働の健康づくりを推進します。

・保健推進委員、食生活改善推進委員等、健康づくりを支援する人材を育成し、地域の健康づくり活動を推進します。

◆「レインボー健康体操」などをはじめ、介護予防運動の普及・拡充を図り、引き続き介護予防対策を推進します。

◆介護予防事業を「地域のふれあい・交流の場」として充実を図ります。

2-(1) ニーズの把握・相談支援体制の充実

① ニーズ把握の体制づくり

【現状と課題】

公的福祉サービスの充実が図られていく一方で、制度の高度・複雑化に対し、支援を必要とする人に最も合ったサービスを結び付けていくことが重要です。

また、さまざまな福祉分野においてサービスが制度化される中であって、制度の狭間に置かれている人たちの対応やニーズを把握するなど、支援を必要とする人たちに、漏れなく地域活動やサービスを実施している団体の情報等が行き届くしくみをつくる必要があります。

○アンケートによる意見

- ・市民用の意見箱が市役所にあるらしいが、わざわざ行かなくてもポストに入れるだけの方法にしてほしい。もっと設置個所を増やしてほしい。
- ・行政がもっと市民目線になるような、市民のニーズにこたえられるようにしてほしい。今後、どんなことを実施したいか、作ってほしいかというような具体的なアンケートを実施してほしい。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

アンケート調査等のニーズ調査の実施方法を再検討するなど、ニーズの把握に努め、地域において福祉活動を展開している団体や、サービス事業所等がお互いに持つ情報の共有化を図り、地域の多様なニーズに連携して対応できる体制づくりを推進します。

◆各種アンケート調査の集約化や定期化など、効率的な市民ニーズ把握の手法を検討します。

◆相談支援機関等の機能強化を図り、地域に根付く課題の把握と解決に向けた機関として、活性化を図ります。

◆民生委員・児童委員等による情報を通じ、身近な地域情報を把握します。

・取得した情報やニーズについて、関係機関への提供や共有化に努め、適切に地域福祉活動に結び付けます。

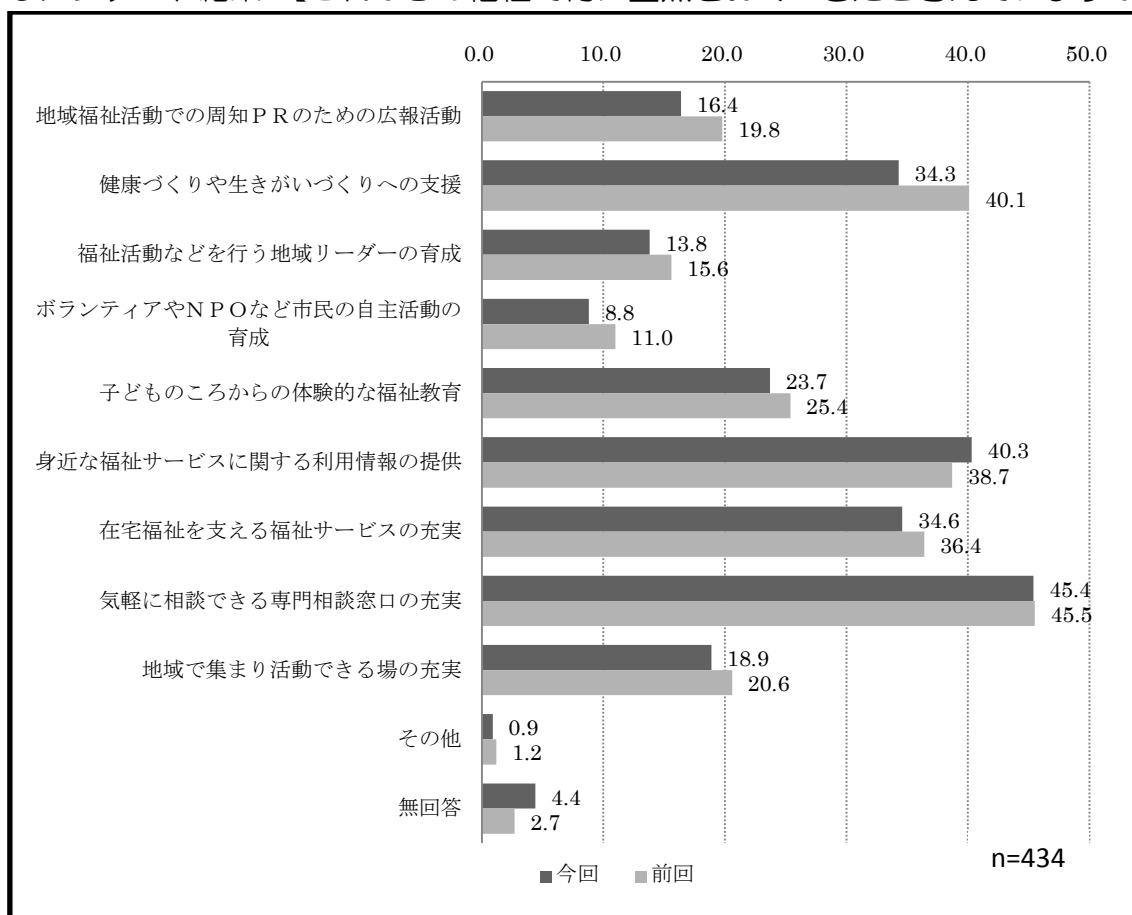
② 各種相談窓口・相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市の地域福祉の中核である社会福祉協議会では、多様な相談に応じるため、心配ごと相談や成年後見などの専門相談の窓口を設け、無料相談を実施しています。

また、福祉、生活、子育てに関する窓口として、市役所窓口のほか地域包括支援センター、地域活動支援センター、各子育て支援センターなどで対応しています。地域福祉の担い手として民生委員・児童委員が生活相談や助言を行うなど、地域の身近な相談窓口として活動しています。それぞれの窓口の連携を強化することで、相談窓口からその人に合った適切なサービスに結び付けていくことが必要とされています。

○アンケート結果 【これからの福祉で何に重点をおくべきだと考えていますか】



⇒これからの福祉で重点をおくべきものとして、「気軽に相談できる専門相談窓口の充実」が45.4%と最も高く、次いで「身近な福祉サービスに関する利用情報の提供」が40.3%となっており、どちらも4割以上を示していることから、気軽に相談できる専門相談窓口の充実や福祉サービスなどの情報提供がおおきな位置を占めているといえます。

○アンケートによる意見

- ・障がい者や心の病を抱え悩んでいる人たちの相談の場、施設、地域の人々の理解、助け合いが必要だと思えます。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

市民の誰もがいつでも相談できるように、相談業務の市民への周知を図るとともに、相談機関等がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協力し、包括的な相談支援体制の構築を進める必要があります。

◆地域における支援関係機関による課題解決のための地域連携ネットワークの構築、協働の中核を担う機能など、包括的な相談支援体制の整備を各関係機関と検討する必要があります。

- ・相談窓口から、専門的機関を通じたアドバイスや福祉サービスにつなげるネットワークを構築し、関係機関による連携体制の強化に努めます。
- ・相談窓口体制や相談内容等の情報提供を一元的に実施することを検討します。
- ・民生委員・児童委員に対して、引き続き市民の身近な相談役としての活動の充実を図り、情報提供や専門研修の開催等、活動支援の強化を行います。

③ 生活困窮者への自立支援

【現状と課題】

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」は、生活困窮者を対象とした「第2のセーフティーネット」であり、その対象者は、失業者やニート、引きこもりなど幅広いものとなっているほか、複合的な課題を抱えている人やこれまで制度の狭間に置かれていた人たちも対象としており、その人それぞれに適した支援が求められています。

全国的に生活保護受給者が増加している中で、本市においては、緩やかな減少傾向にあり、高齢者・母子世帯の受給者も横ばい状況で推移しています。

生活保護受給者の増加に歯止めをかけるためにも、失業など生活上の困りごとを抱えている「生活困窮者」について、生活保護に至る前の段階で、早期に自立の支援を行うなど、自立支援策の強化を図ることが必要となっています。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

社会的孤立状態や複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に置かれている生活困窮者の自立支援を促進するため、社会福祉協議会や関係機関と連携して、地域における生活困窮者の把握をし、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者等への安定した住居確保支援など、包括的・継続的な支援の充実を進める必要があります。

◆生活困窮者からの相談に対しては、支援プランを作成し、自立に向けた支援を推進します。

◆市民の生活困窮者自立支援事業への理解・周知を図るため、広報やホームページ等による情報提供を推進します。

◆生活困窮者の生活安定のため、各種制度を有効に活用しながら援助を推進します。

◆ハローワーク、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワークなど、関係機関との連携・情報共有、社会資源の活用など、生活困窮者の実態把握や早期発見等ができるしくみや横断的な連携体制の構築を検討する必要があります。

2-（2） 福祉サービスの向上

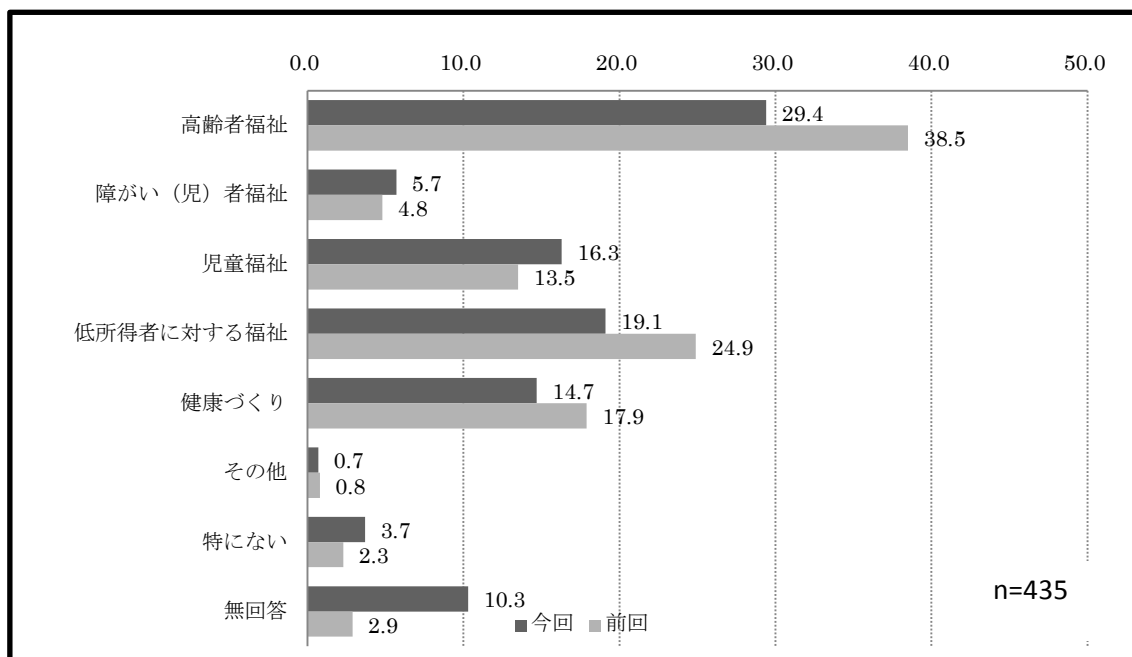
① 福祉サービスの充実

【現状と課題】

本市では、高齢者・障がいのある人・子育て・健康増進といった福祉関連分野別の個別計画に基づき、さまざまな福祉サービスを提供しています。

個別計画に基づく各種福祉サービスの充実が図られていく一方で、保健や医療サービスを含めた分かりやすい情報提供や、制度の狭間の中で支援を必要とする人々に対しても総合的に対応できることが求められています。

○アンケート結果 【限られた財源の中で、どのような福祉分野を特に重視していくことが望ましいと思いますか】



○アンケートによる意見

- ・子育てサロンのおかげで保護者との交流や息抜きができ、より育児を楽しむことができた。保育園以外の一時預かりシステムの充実やママカフェ的な支援もしてほしいと思います。
- ・認知症を抱えている家族へのサポート、病院の受け入れ体制の強化が必要だと思います。
- ・高齢者福祉サービスは充実していると思うが、障がい者（児）のサービスが不十分だと思います。児童、学童期、青年期、高齢期の一連のライフステージにおいてスタートとなる障がい児に対するサービスの充実を図ることが重要だと思います。

【課題解決に向けた取り組み】	(◆重点項目)
地域や福祉・保健・医療の関係機関の連携を強化し、利用者のニーズに合わせて一体的にサービスが提供できるよう、地域全体での支援体制や苦情解決の体制づくりを進めていきます。	
◆高齢者、障がいのある人、子育て等の福祉関連分野別の個別計画に基づき、福祉サービスの充実に努めます。	
◆地域住民、社会福祉協議会、事業者、行政とが連携しながら、地域に密着した総合的な福祉サービスや共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスが提供できるように努めます。	
・こども園の開設等、幼稚園・保育園の整備や適正配置を進めていく中で、保育サービスのいっそうの充実に努めます。 ・放課後児童対策などの子育て支援施策を引き続き充実させます。 ・広域循環バス、デマンド交通等の公共交通の整備に努めます。	

② 社会福祉協議会との連携強化

【現状と課題】

地域福祉の中核として、市民のもっとも身近で活動しているのが社会福祉協議会です。

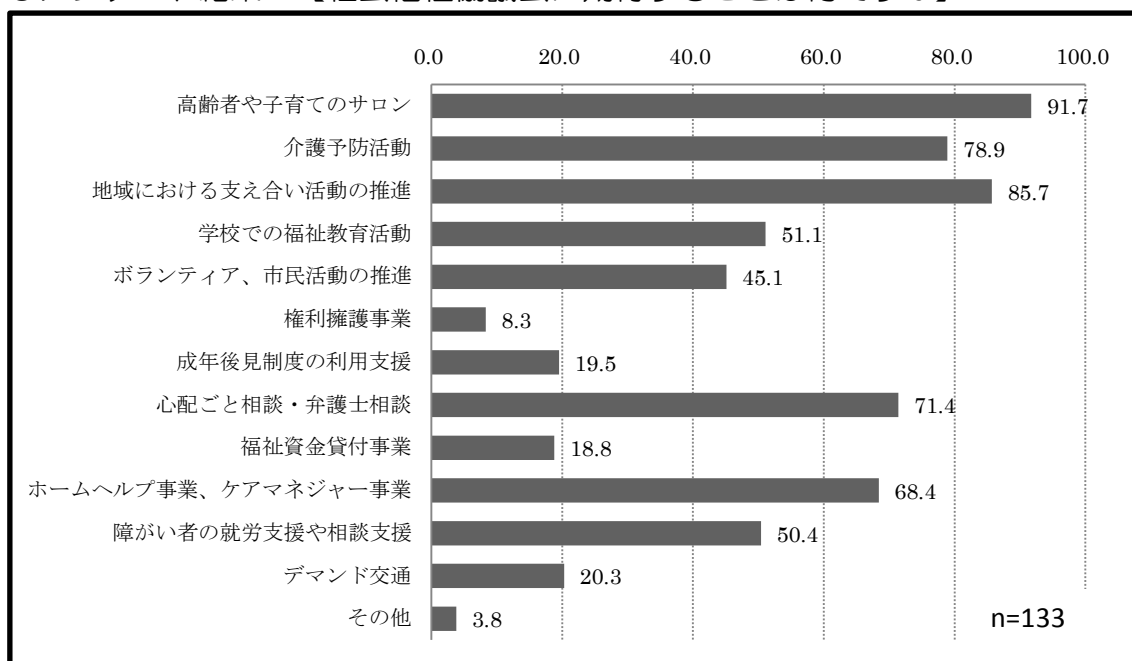
高齢者や障がいのある人等の在宅生活を支援するため、ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスを行っています。

地域のボランティアと協力し、高齢者や子育て中の親子等が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中学校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点として役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人や事業者、団体等との協働を通じて地域の最前線で活動していることから、社会福祉協議会との連携をこれまで以上に強化し、地域福祉の推進を図っていくことが重要となっています。

第4章 施策の推進

○アンケート結果 【社会福祉協議会に期待することは何ですか】



⇒社会福祉協議会について、「知っている（42.6%）」、「よく知らない（30.6%）」、「知らない（22.6%）」と回答した人のうち、「よく知らない」と回答した人に質問し、回答していただきました。

【課題解決に向けた取り組み】

社会福祉協議会との連携をさらに強化し、地域福祉を推進する専門機関としての体制強化を支援します。また、地域支え合い活動推進の最前線として、地域コーディネータ力の向上とコミュニティソーシャルワーカーの配置、地域相談窓口の設置について推進します。

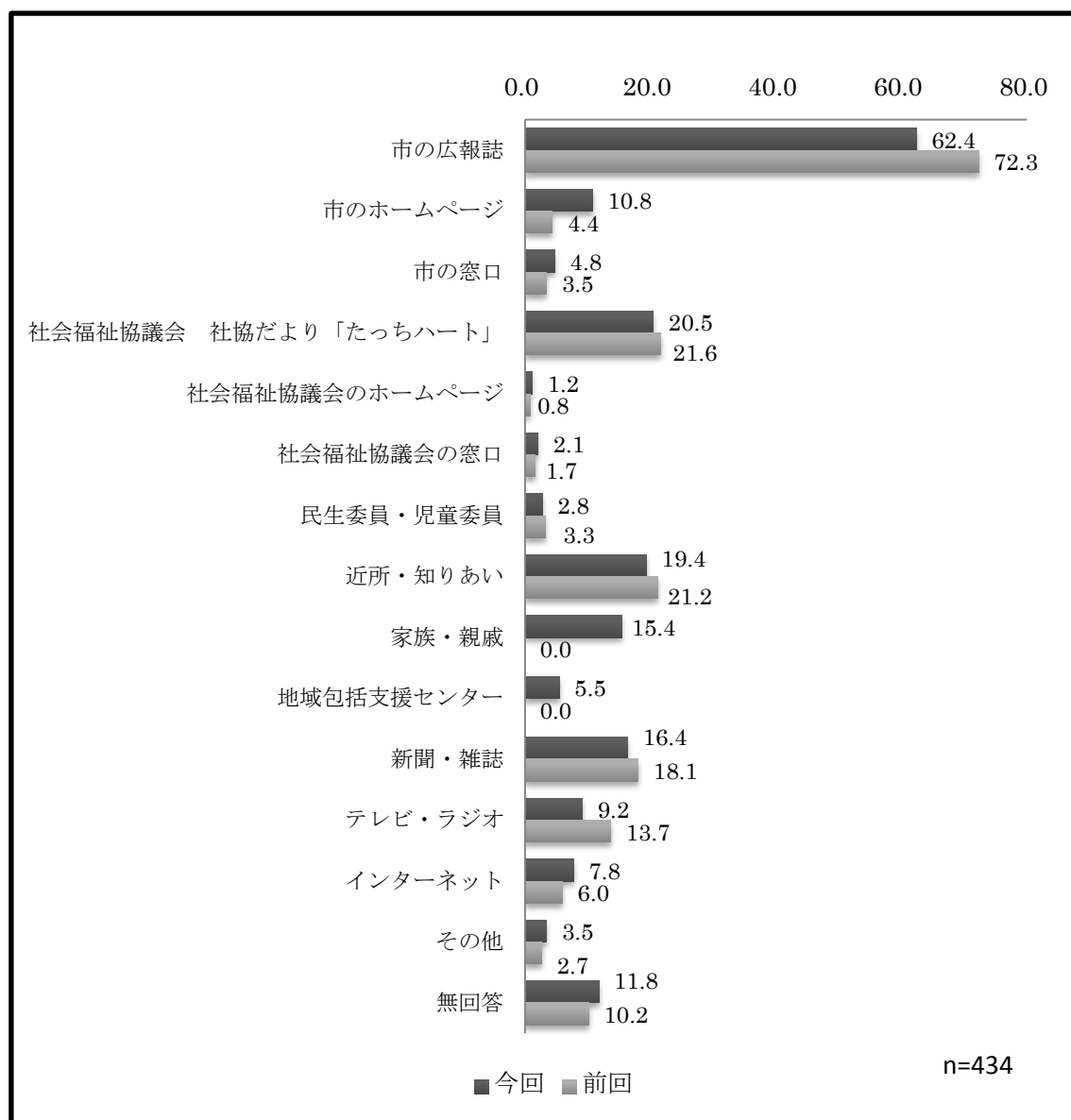
※ 詳細な活動計画は後段となる「地域福祉活動計画」を参照ください。

③ 情報提供の充実

【現状と課題】

アンケート調査の結果では、福祉サービスに関する情報の入手先を「市の広報誌」とあげる人が約6割と最も多いですが、その割合は前回調査から10ポイント近く少なくなり、62.4%となっています。また、社会福祉協議会が発行している「たっちハート」については、前回調査から1ポイントほど減少しています。このことから、広報誌等を中心に活用しながら、誰にとっても分かりやすい福祉サービスの情報提供や効果的な周知を進める必要があります。

○アンケート結果 【福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか】



○アンケートによる意見

- ・活動内容や福祉についてPR、情報提供を分かりやすくしてほしいです。
- ・地域福祉が何なのか分からない人が多い。市民全員に伝わるようにPRした方がよいと思う。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

利用者が多くのサービスの中から自分に最も適したサービスを選択できるように、「分かりやすさ」を重視した広報誌への掲載など、より効果的な情報提供を推進します。

また、さまざまな媒体を活用した情報提供や身近な地域でも情報が入手できる情報ネットワーク体制の整備を進めていきます。

◆分かりやすい福祉サービス情報の広報掲載と、ホームページをはじめとしたさまざまな媒体の活用や機会による情報提供を推進します。

- ・子育てつばめ〜ルの配信等子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。
- ・情報取得、把握等が困難な人を支える相談支援及び地域支え合いの充実を図ります。
- ・市民一人一人に対して、地域福祉計画の周知・啓発の充実、工夫に努めます。
- ・高齢者、障がいのある人、子育て中の人、子ども、生活が困窮している人、複合的な課題を抱えている人など、さまざまな困っている人に対して、いろいろな福祉サービスや相談窓口、利用できる制度などの情報提供や啓発に努めます。

2－（3） 権利擁護の推進

① 虐待の防止

【現状と課題】

個人としての尊厳が尊重され、その人らしく生きる権利を擁護するためには、高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待、夫婦間等のDV（ドメスティックバイオレンス）など、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・早期対応の取り組みを推進する必要があります。

虐待に対する世間の意識の高まりもあって虐待相談への対応が増加傾向にあると考えられます。これらの解決に向け、地域や関係機関、専門家等と行政が連携を行う中で、それぞれの機関の持つ情報や強みを組み合わせて総合的な支援に努めます。

さらに引き続き、虐待防止に向けた啓発を行い、高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待を発見した場合は通告義務があることを周知していく必要があります。

【課題解決に向けた取り組み】

（◆重点項目）

地域をはじめとした関係機関と連携を図り、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努め、子育てや介護の不安感、負担感等を軽減できるように対象者を支援し、速やかな相談対応が図れる体制づくりを推進します。

◆ハイリスク家庭や虐待の疑いのある家庭などに対しては、地域や専門家、関係機関等が緊密に連携して切れ目のない相談支援を実施するなど、きめ細やかな対応に努めます。また、高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待の防止機関等の機能充実を図ります。

- ・支援関係機関の協働による課題解決のネットワークの構築など、各関係機関と連携強化に努めます。

- ・孤立している子育て家庭等の把握に努め、親の孤立を防ぎ、親が豊かな人間関係を保てるよう、子育て支援のネットワークの構築を図ります。

- ・認知症の発生予防と早期発見の方法について検討し、相談窓口の周知に努めます。

② 成年後見制度等の普及・促進

【現状と課題】

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や介護保険サービス等の各種福祉サービスを受ける契約を結ぶことに、不安や困難がある人に代わって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

高齢化や障がいの重症化などに伴い、意思の決定が困難な人の増加が見込まれることから、判断能力が不十分な状態であっても、その人らしい暮らしを続けていけるように、制度の利用促進を図ることとあわせて、多様な権利擁護の支援の在り方を検討し、いっそうの充実を図る必要があります。

○アンケートによる意見

- ・障がいのある人が高齢になったとき、どうしたらいいか不安に思います。

【課題解決に向けた取り組み】

（◆重点項目）

成年後見制度の普及啓発を推進し、制度の利用促進により意思決定が困難な人を法律面や生活面で支援します。

◆各地区の地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等、また社会福祉協議会との連携に基づき、高齢者や障がいのある人の権利擁護支援を展開します。

◆高齢者や障がいのある人が地域において自分らしい生活ができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

◆権利擁護の推進のため、家庭裁判所をはじめとした地域の関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築、中核的な役割を担う機関の設置、市民後見人を含む地域の担い手の育成や活動の支援などについて、関係機関と検討する必要があります。

3-（1）ユニバーサルデザインのまちづくり

① 人にやさしい生活環境の整備

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人等すべての市民が、安心して外出しやすい環境を整備するため、公共施設をはじめ道路や歩道整備、住宅等生活環境のユニバーサルデザイン化が求められています。

【課題解決に向けた取り組み】

（◆重点項目）

高齢者や障がいのある人等すべての市民が安心して暮らすために、自由に活動できる生活環境の整備や、多くの人が利用する公共施設や道路・歩道、住宅等のユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安全に地域活動に参加できるような環境づくりを推進します。

◆公共施設の統廃合や改修に合わせ、公共施設のバリアフリー化等ひとにやさしい施設整備を計画的に推進します。

・空き家及び空き家の跡地の有効な活用促進を図り、高齢者、低額低所得、子育て世帯等への住宅確保の対策を含めた総合的な取り組みについて検討する必要があります。

○アンケートによる意見

・子どもたちが遊べる公園の充実、散歩のできる歩道の整備をしてほしい。

3-(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

① 災害時の避難行動要支援者等の安全確保

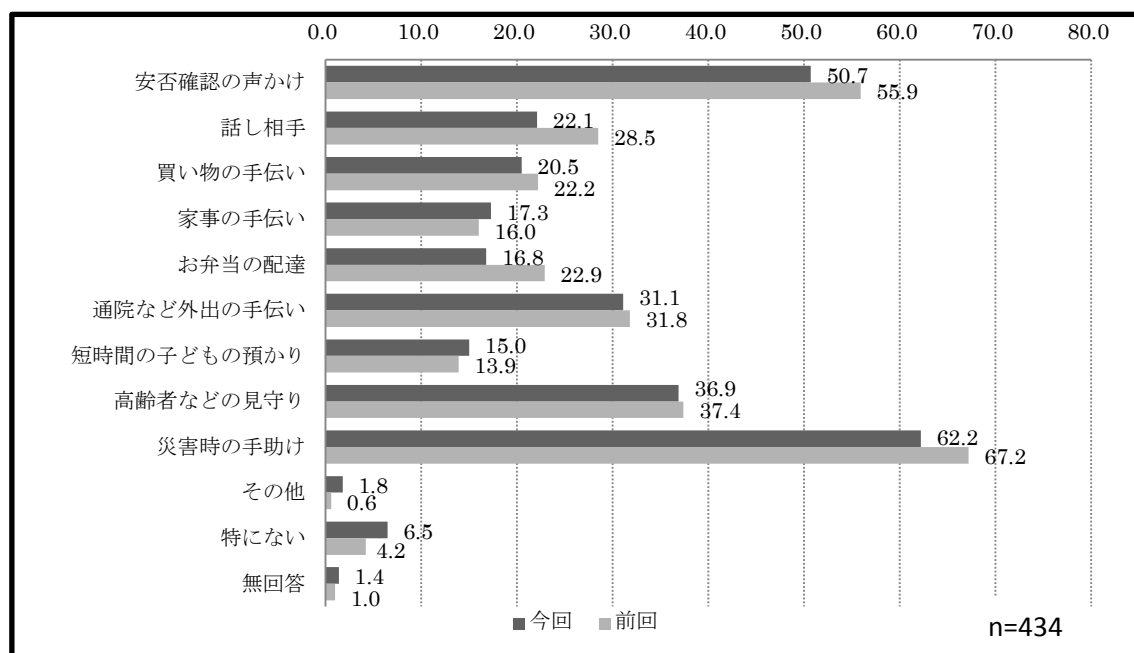
【現状と課題】

本市では、災害時の避難支援を希望するひとり暮らしの高齢者、要介護者及び障がいのある人等の災害時の避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を作成し、その後毎年の更新作業をふまえ、災害時において自力避難が困難な人のための対応を図っています。

過去の大震災での教訓から、災害時における避難行動要支援者等の安全確保の重要性が認識されています。そのような中で、今回のアンケート結果においても、病気等で日常生活が不自由になったとき、地域の必要な手助けは「災害時におけるもの」と回答した人が実に62.2%であり、その必要性の高さについては誰もが認めているところです。

しかしながら、本市の名簿は、本人や家族が個人情報自治会や民生委員・児童委員等へ開示することに同意した人だけが対象となっており、名簿に登録されない人の支援や、災害時以外の平時における見守り体制の充実が重要となっています。また、同意した人の個人情報に配慮しつつも、どのように地域や防災組織等の関係機関が、対象となる避難行動要支援者を見守っていけるかが課題となっています。

○アンケート結果 【高齢や病気等で日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか】



⇒地域からの手助けとして、「災害時の手助け」は 62.2%、「安否確認の声かけ」は 50.7%、「高齢者などの見守り」は 36.9%とそれぞれ減少していますが、高い割合を示しています。

○アンケートによる意見

- ・災害時、すぐに手助けできるように、訓練を重ねて備えてほしい。
- ・電車、バス等の公共の乗り物を増やしてほしい。
- ・交通手段がないため、買い物や通院（市外）には今のままでは不安です。

【課題解決に向けた取り組み】

（◆重点項目）

災害時の避難行動要支援者の支援体制を推進するため、名簿に登載されない人たちの安否確認方法や実務的な支援体制、さらに平時における見守り体制を構築していくことで、災害に強いまちづくりを進めていきます。

◆地域の互助が不可欠であるため、避難行動要支援者の避難支援者を事前に定めることや、避難方法等実務レベルでの安否確認といった個別計画の作成等について検討を進めます。

◆民生委員・児童委員、自治会、地域包括支援センター等の協力のもと、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯等の避難行動要支援者の情報が、市に集約される体制づくりを進めます。

・避難行動要支援者の同意等個人情報の保護に十分配慮し、名簿について関係機関共有方式として活用します。

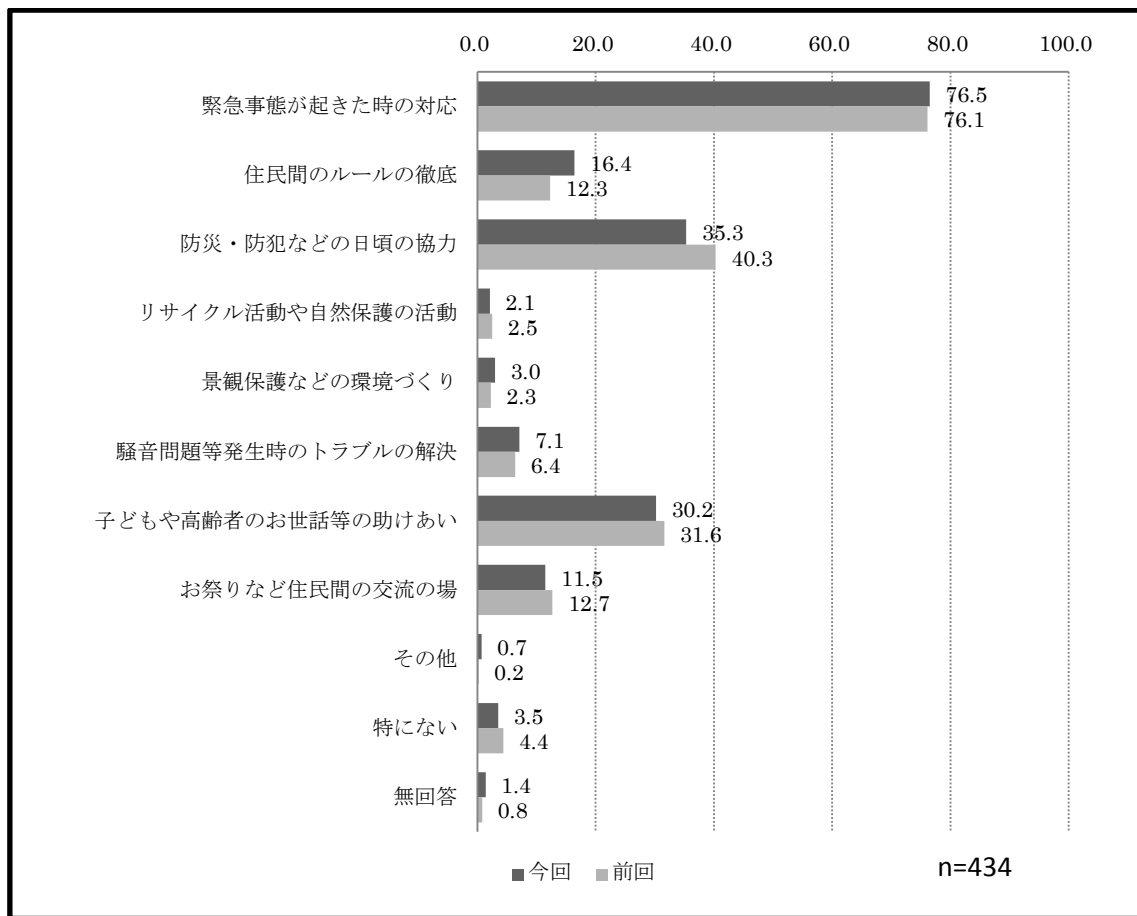
・在宅介護サービス利用者、重度の障がいのある人等の情報を把握し、名簿に登載されていない人の安否確認の方法を検討します。

② 地域の防災・防犯活動の推進

【現状と課題】

「防災」の観点に被害を最小限に抑える「減災」の視点も加え、変化する社会状況や地域の状況を的確に反映した地域防災計画の見直しを行うとともに、災害対策本部機能の強化及び関係機関との連携強化を図る必要があります。アンケートの結果においては、地域社会の役割として緊急事態の次に「防災・防犯などの日頃の協力」があげられており、防犯活動においても、犯罪のない安全で安心なまちづくりが地域に根付いていくためには、日常生活の中で市民が防犯意識を継続して持ち続けることが必要です。

○アンケート結果 【地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか】



⇒地域社会の役割について期待することとして、「緊急事態が起きた時の対応」は76.5%、「防災・防犯などの日頃の協力」は35.3%、「子どもや高齢者のお世話等の助けあい」は30.2%とそれぞれ減少していますが、高い割合を示していることから、災害時への不安を感じており、子どもや高齢者への日頃の見守り等は変わらず望んでいると考えられます。

○アンケートによる意見

- ・子供が来年から小学生なので通学路が暗いのは心配なので街灯の設置をお願いしたい。地域担当の警察官との相互連携をお願いしたい。

【課題解決に向けた取り組み】

(◆重点項目)

市民の安全を確保するため、地域ぐるみの防災体制の強化を進めるとともに、自主防災組織の組織化を促進し、活動の強化を図ります。また、市民の防災への意識を高め、自助・互助による市民や地域の防災力の向上を図ります。警察や防犯関係団体などと連携・協力し、市民の防犯に対する意識を高め、自主的な防犯活動を促進します。

◆必要に応じて「地域防災計画」を見直しながら、災害に強いまちづくりを進めていきます。

- ・災害時の情報伝達手段について、防災つばめ〜ルの登録を促進し、コミュニティFM、市ホームページ、BSN データ放送、ツイッターなどを活用し、情報伝達手段及び内容を充実させます。

- ・犯罪の発生を防止するため、警察、自治会、防犯組合等関係機関との連携強化に努めます。

- ・防犯組合への防犯カメラの設置費用の補助など、引き続き地域の防犯活動を支援します。

- ・特殊詐欺などによる被害防止等に向けて関係機関と連携し、消費生活相談や啓発活動の充実に取り組む必要があります。

第5章 計画の推進体制

本計画では、国がめざす制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現に向けて、市民一人一人が福祉を担うという意識を持ち、地域活動やボランティア活動などに主体的に取り組むとともに、サービス事業者はサービスの質の向上、サービス情報の開示、サービス利用者の自立支援など、さらなる地域との連携強化に努めます。また、行政としては、各個別計画の着実な推進を図り、それぞれの役割を果たし、関係分野と連携・協働しながら地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みをさらに推進していく必要があります。

1 計画の推進

（１）庁内他部門との連携

本計画は、福祉分野に限らず、保健・医療も含めた他部門とも連携して進めていくことが必要であるため、庁内を横断的に計画の進行管理を行い、必要に応じ各個別計画ごとの実務者会議を設けるなど、連携・協働を図りながら取り組みを推進します。

（２）市民、地域団体・サービス提供事業者等との連携

本計画を推進していくためには、地域福祉の担い手としての市民をはじめ、各種団体やサービス提供事業者等による積極的な連携が不可欠です。

自治会、民生委員・児童委員、まちづくり協議会等を中心に、福祉コミュニティを確立できる活動などを支援するため、相互の情報交換の機会や場を設け、市民との協働により推進します。

（３）社会福祉協議会との連携強化

地域福祉推進の総合的な体制づくりや地域福祉活動の推進については、積極的に連携しながら計画を推進します。また、「地域福祉活動計画」と連携した取り組みを進めていくことで、社会福祉協議会を中心とした地域福祉の充実が図られていきます。

（４）地域支え合い体制の促進

地域支え合い活動やボランティア活動等により、多くの市民が参加できるような「しくみづくり」に取り組みます。さらに、そのしくみを具体的に動かす地域の体制づくりを着実に進め、地域支え合いの支援体制を促進していきます。

（５）進行管理

計画の進行管理にあたっては、各個別計画で具体的に実施している施策についてはそれぞれの計画の中での進行管理を基本とします。本計画の進行管理は、計画期間の中間と、最終年に燕市地域福祉計画の各施策の指標や本計画の重点項目の進捗状況等を「地域福祉計画推進委員会」に報告し、今後の対応について意見等をいただきながら、管理していくものとします。

2 燕市地域福祉計画の施策指標

施 策		指 標 項 目	H27年度末 の数値	H28年度末 の数値	目標値 (H34)
人と地域をつなぐ交流の場づくり	1	地域の交流場所数（ふれあいサロン数）	80箇所	78箇所	87箇所
	2	福祉的就労施設利用者（就労移行支援、就労継続支援A・B）	216人	221人	273人
地域支え合い活動の推進	3	地域支え合い体制づくり実践地区数（まちづくり協議会数）	4地区	4地区	13地区
	4	ボランティア・市民活動登録団体数	101団体	101団体	120団体
	5	地域見守り協定締結数	2箇所	2箇所	5箇所
市民の健康づくりの推進	6	特定保健指導率	41.9% (H27年度)	— (H28年度) ※12月以降に確定値が出る	60.0%
	7	胃がん検診受診率 大腸がん検診受診率 肺がん検診受診率 子宮がん検診受診率 乳がん検診受診率	19.6% 34.5% 45.0% 64.0% 36.3% (H27年度)	19.7% 38.4% 46.6% 72.1% 42.5% (H28年度)	50.0%以上 50.0%以上 50.0%以上 62.0%以上 50.0%以上
	8	介護予防体操を行う自主グループの登録者数	468人	496人	700人
ニーズの把握・相談支援体制の充実	9	高齢者の生きがいづくりや介護制度の充実に対して満足と答えた人の割合	32.7% (H27) ※H28年3月 市民意識調査結果	32.1% (H28) ※H29年3月 市民意識調査結果	40.0%
	10	障がい者への支援に対して不満と答えた人の割合	23.2% (H27) ※H28年3月 市民意識調査結果	20.8% (H28) ※H29年3月 市民意識調査結果	16.5%
	11	病気になった時の医療体制に対して不満と答えた人の割合	54.4% (H27) ※H28年3月 市民意識調査結果	53.2% (H28) ※H29年3月 市民意識調査結果	30.0%